

東日本大震災 仮施設設整備事業 支援のあゆみ



はじめに・・・

□仮施設整備事業とは、東日本大震災被災地域の被災中小企業・小規模事業者や関係機関の1日も早い復興に向けて、被害を受けた地域において、被災市町村の要請に基づいて、仮設店舗、仮設工場などの産業用の施設を被災市町村と共同して整備を実施するもの。(注1)

(注1)・本事業対象地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県の6県。

・福島県の原災避難12市町村(注2)以外については、復興創生期間の最終年度である令和2年度末で本事業は終了。

(注2)令和3年度以降は福島県原災避難12市町村で本事業を継続。

・福島第一原子力発電所事故に伴い福島県において警戒区域等が設定された12市町村。
⇒南相馬市、飯館村、浪江町、川俣町、葛尾村、田村市、双葉町、大熊町、富岡町、
楢葉町、広野町、川内村

【参考】避難指示区域の概念図

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/portal/template02/hinanshijikuiki20200310.pdf>

□昨今、地震に限らず台風、豪雨などの自然災害が頻繁に発生しており、今後発生が懸念される大規模自然災害への平時からの備えとして、今次、東日本大震災の発災から10年経過し、復興10年の振り返りとして、仮施設整備事業の経緯、実績、成果などをアーカイブとして取りまとめたものである。

●仮設施設の整備実績①(全体概要)

＜概要＞ 中小機構は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)に基づいて、被災された地域等において、早期の事業活動再開を希望する複数の被災中小企業・小規模事業者等が入居するための仮設施設を被災市町村の要請を受けてを中小機構が整備し、市町村に無償譲渡。

📍 宮城県南三陸町の仮設商店街➡「南三陸さんさん商店街」
(完成:平成24年1月、撤去:平成28年10月)

＜仮設施設の整備状況(年度別、県別)＞

(令和3年3月末現在)

単位:案件数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 ~2年度	計
青森県	25	2	0	0	0	0	0	0	0	27
岩手県	154	184	21	3	0	0	0	0	0	362
宮城県	84	51	8	3	3	0	0	0	0	149
福島県	52	21	12	9	7	3	1	3	0	108
茨城県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
長野県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	317	258	41	15	10	3	1	3	0	648

(注1) 案件数:市町村から中小機構に対して仮設施設の整備要望があった単位を1として集計した数

(注2) 平成28年度以降の整備は福島県(原災避難12市町村)のみ

※福島第一原子力発電所事故に伴い福島県において警戒区域等が設定された12市町村
➡南相馬市、飯館村、浪江町、川俣町、葛尾村、田村市、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、
広野町、川内村

※避難指示区域の概念図(福島県HP)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/portal/template02/hinanshijikuiki20200310.pdf>

＜仮設施設整備事業 整備事例(中小機構HP)＞

①岩手県

https://www.smrgo.jp/reconstruction/eastjapan2011/support/temp/result02_iwate.html

②宮城県

https://www.smrgo.jp/reconstruction/eastjapan2011/support/temp/result02_miyagi.html

③福島県

https://www.smrgo.jp/reconstruction/eastjapan2011/support/temp/result02_fukushima.html

④青森県、茨城県、長野県

https://www.smrgo.jp/reconstruction/eastjapan2011/support/temp/result02_other.html

＜今後の展開＞ 福島県以外については、復興創生期間の最終年度である令和2年度で本事業は終了。
令和3年度以降は福島県原災避難12市町村で本事業を継続する。

＜実績＞(令和3年3月末現在)

①648案件(全案件、53市町村へ譲渡済)

②入居状況(H25年12月:ピーク時)

➡(令和3年3月末)

入居事業者数 2,825者

➡97者

従業員 12,011名

➡850名

※詳細は次項参照

③残存仮設施設は47案件

【茨城県/長野県】

2町村 2案件
残存施設 なし

【青森県】

4市町 27案件
残存施設 なし

【岩手県】

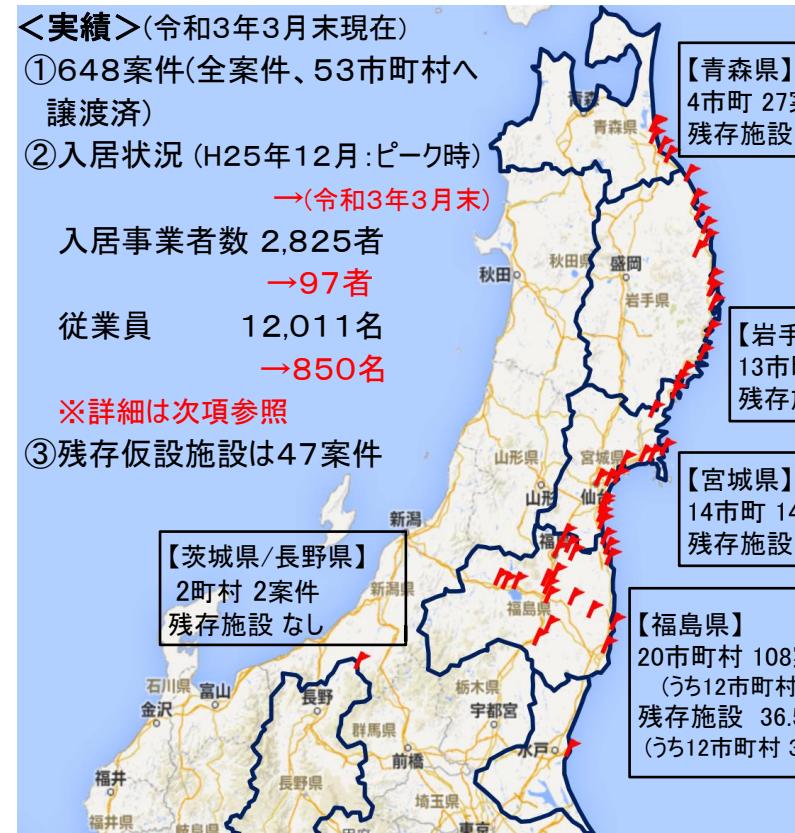
13市町村 362案件
残存施設 5.5案件

【宮城県】

14市町 149案件
残存施設 5案件

【福島県】

20市町村 108案件
(うち12市町村 94案件)
残存施設 36.5案件
(うち12市町村 36.5案件)



●仮施設の整備実績②(市町村ごとの整備棟数、面積等)

□青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県の6県53市町村において、648案件、229,971㎡、1,274棟の仮施設を整備。

□震災後10年目となる令和3年年3月31日現在で47案件、28,323㎡、129棟が残存している。

	市町村	棟数	床面積 (㎡)	%	
青森県	三沢市	9	3,051.32	1.33%	
	八戸市	20	3,480.47	1.51%	
	おいらせ町	3	572.23	0.25%	
	階上町	1	183.87	0.08%	
(市町村数：4)	計	33	7,287.89	3.17%	
岩手県	宮古市	23	5,021.86	2.18%	
	陸前高田市	228	31,787.39	13.82%	
	山田町	56	12,270.62	5.34%	
	普代村	9	1,682.11	0.73%	
	釜石市	46	12,512.48	5.44%	
	久慈市	27	8,444.51	3.67%	
	岩泉町	48	6,028.90	2.62%	
	野田村	24	4,603.11	2.00%	
	田野畑村	20	4,621.44	2.01%	
	大槌町	25	5,373.61	2.34%	
	洋野町	5	1,798.67	0.78%	
	大船渡市	150	19,724.57	8.58%	
	一関市	3	554.38	0.24%	
市町村数：13	計	664	114,423.65	49.76%	
宮城県	塩竈市	14	4,747.51	2.06%	
	石巻市	32	6,537.96	2.84%	
	南三陸町	83	9,900.82	4.31%	
	女川町	24	4,323.50	1.88%	
	気仙沼市	116	22,125.09	9.62%	
	登米市	7	783.34	0.34%	
	亘理町	19	2,775.22	1.21%	
	仙台市	7	1,355.15	0.59%	
	東松島市	4	632.61	0.28%	
	名取市	22	6,570.72	2.86%	
	山元町	6	1,145.86	0.50%	
	七ヶ浜町	3	252.46	0.11%	
	多賀城市	6	1,389.66	0.60%	
	岩沼市	3	313.68	0.14%	
	市町村数：14	計	346	62,853.58	27.33%

	市町村	棟数	床面積 (㎡)	%
福島県	南相馬市	42	11,647.70	5.06%
	新地町	3	1,145.95	0.50%
	相馬市	4	1,219.16	0.53%
	いわき市	117	17,544.07	7.63%
	葛尾村	0	0.00	0.00%
	福島市	12	1,512.85	0.66%
	桑折町	1	147.69	0.06%
	浪江町	4	999.48	0.43%
	警梯町	1	489.38	0.21%
	飯舘村	0	0.00	0.00%
	大熊町	0	0.00	0.00%
	川内村	3	1,194.23	0.52%
	楡葉町	3	1,032.50	0.45%
	富岡町	1	221.83	0.10%
	会津美里町	1	49.68	0.02%
	双葉町	0	0.00	0.00%
	広野町	3	2,392.70	1.04%
	田村市	2	217.02	0.09%
	矢吹町	3	327.94	0.14%
	本宮市	1	59.54	0.03%
三春町	7	457.33	0.20%	
二本松市	7	2,013.94	0.88%	
伊達市	4	964.25	0.42%	
白河市	2	164.68	0.07%	
西郷村	2	164.68	0.07%	
郡山市	1	91.07	0.04%	
川俣町	3	625.24	0.27%	
大玉村	1	102.27	0.04%	
会津若松市	1	209.34	0.09%	
市町村数：23	計	229	44,994.52	19.57%
茨城県	大洗町	1	177.80	0.08%
長野県	栄村	1	233.58	0.10%
合計	合計	1,274	229,971.02	100.00%

仮施設の残存状況等(令和3年3月末時点)

単位:㎡

①整備面積合計	229,971	
②収去面積	撤去面積	106,465
	移設面積	3,886
	再譲渡面積	64,876
	転用面積	26,422
合計	201,648	
③残存面積 (①-②)	28,323	
残存率 (③/①)	12.3%	

単位:棟

①整備棟数合計	1,274	
②収去棟数	撤去棟数	618
	移設棟数	14
	再譲渡棟数	407
	転用棟数	106
合計	1,145	
③残存棟数 (①-②)	129	
残存率 (③/①)	10.1%	

整備面積は大きい順から陸前高田市(13.8%)、気仙沼市(9.6%)、大船渡市(8.6%)、いわき市(7.6%)となっている。

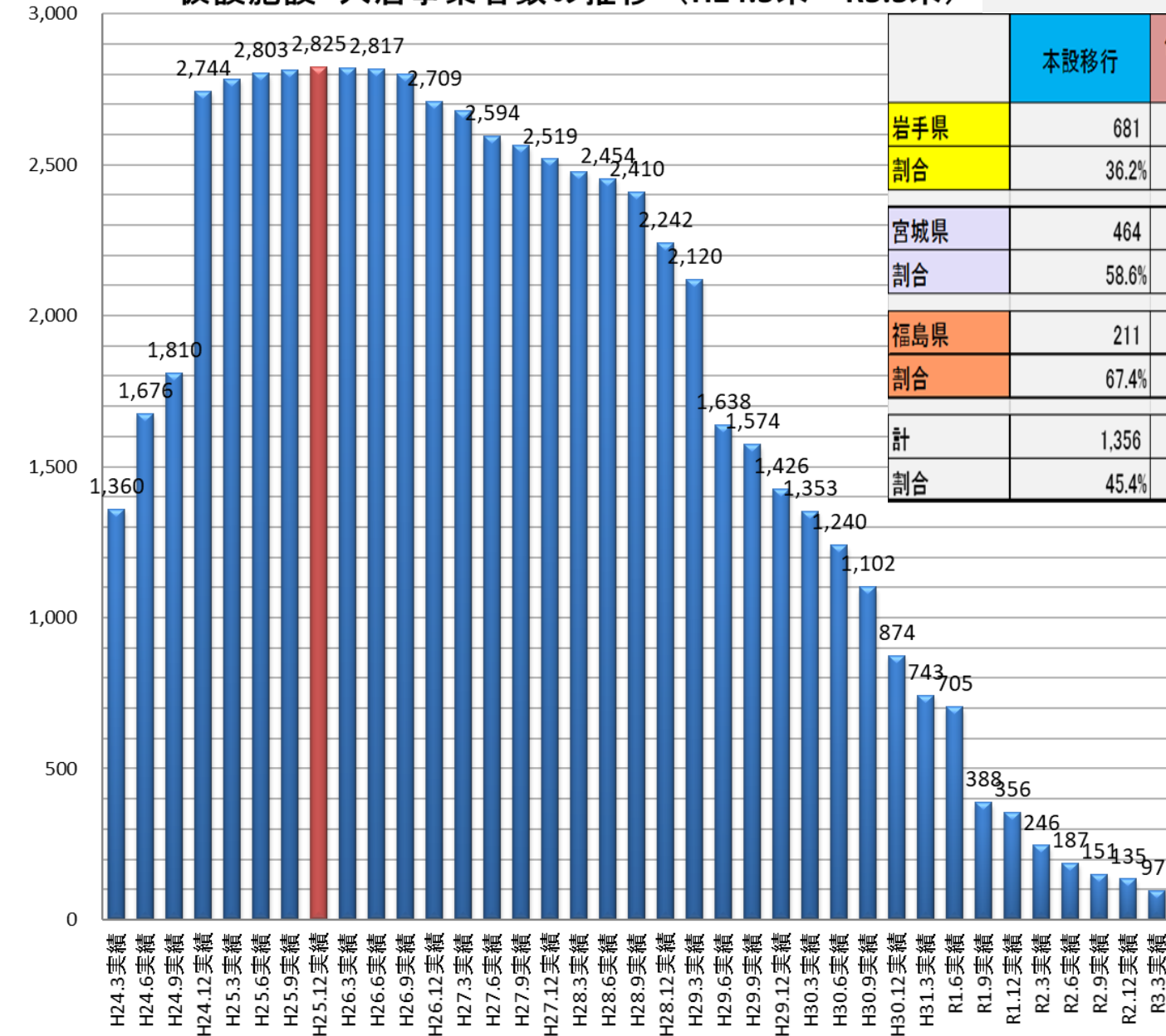
葛尾村、飯舘村、大熊町、双葉町の仮施設は自らの行政区域内における整備実績は無く、他の市町村に整備している。

●仮施設の整備実績③(入居者数の推移及び退去者数の動向)

■仮施設の県別入居事業者数について(令和3年3月末時点) (単位:事業者数)

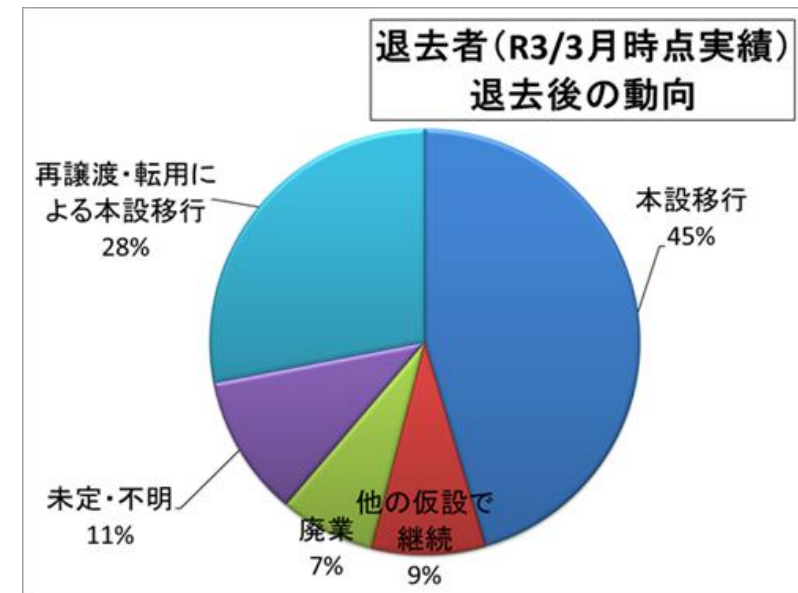
青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
0	10	6	81	0	0	97

仮施設 入居事業者数の推移 (H24.3末～R3.3末)



■退居事業者(岩手県、宮城県、福島県)の動向 (令和3年3月末時点)

	本設移行	他の仮施設で継続	廃業	未定・不明	再譲渡・転用による本設移行	計
岩手県	681	139	106	213	741	1,880
割合	36.2%	7.4%	5.6%	11.3%	39.4%	100%
宮城県	464	105	63	75	85	792
割合	58.6%	13.3%	8.0%	9.5%	10.7%	100%
福島県	211	12	45	33	12	313
割合	67.4%	3.8%	14.4%	10.5%	3.8%	100%
計	1,356	256	214	321	838	2,985
割合	45.4%	8.6%	7.2%	10.8%	28.1%	100%



●東日本大震災の被害状況及び地域産業への影響①

- 東日本大震災の津波被災地域では、沿岸部の多くの事業者は建物、従業員などに甚大な被害を受け、事業再開のための設備資金や営業に必要な運転資金の確保、従業員の確保に加え、少子高齢化による需要の縮小など社会構造の変化への対応や失われた取引先との販路の回復など様々な課題を抱えることとなった。
- 特に甚大な被害を受けた岩手県・宮城県・福島県沿岸部では市街地等の復旧工事を実施するため、広範囲かつ長期間にわたり特定の地域において建築制限がかけられたため、被災事業者の従前地での早期事業再開が困難なものとなった。
- また、福島県は津波災害に加え福島第一原子力発電所事故による原子力災害も発生し、「複合災害」に見舞われた。また原子力災害の影響により、警戒区域等(※)が設定された地域では長期間の立入り制限がかけられたため、従前地の早期事業再開が困難なものとなった。

※福島第一原子力発電所事故に伴い福島県において警戒区域等が設定された12市町村

⇒南相馬市、飯館村、浪江町、川俣町、葛尾村、田村市、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川内村

※避難指示区域の概念図(福島県HP)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/portal/template02/hinanshijikuiki20200310.pdf>

- 警察庁HPより ⇒「平成23年 回顧と展望 東日本大震災と警察」

※目次

<https://www.npa.go.jp/archive/keibi/syouten/syouten281/index.html>

・津波災害

<https://www.npa.go.jp/archive/keibi/syouten/syouten281/pdf/p02.pdf>

・原子力災害

<https://www.npa.go.jp/archive/keibi/syouten/syouten281/pdf/p03.pdf>

●東日本大震災の被害状況及び地域産業への影響②

被災状況写真（下記写真は福島県警HPより）

福島第一原子力発電所に押し寄せる津波



福島県内の被災状況

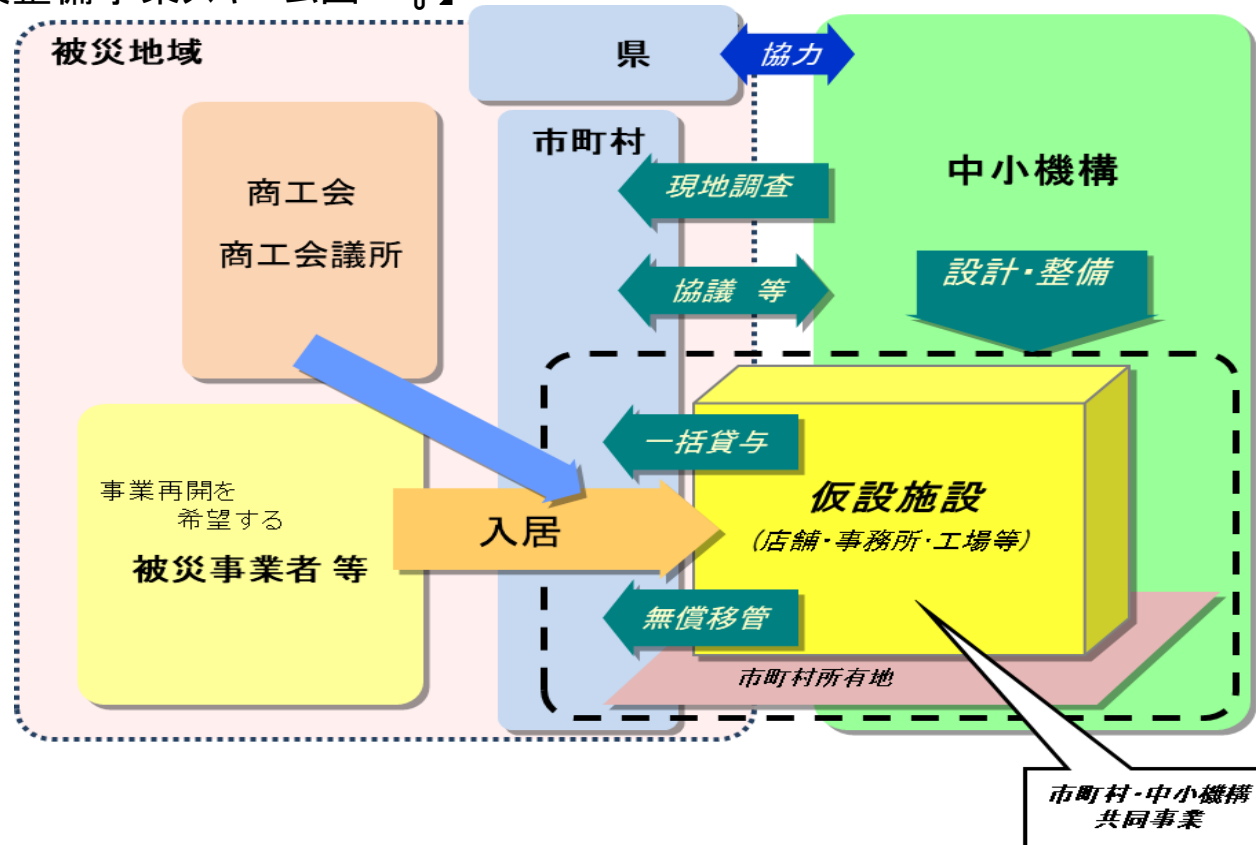


●仮施設整備の制度設計

- 東日本大震災の被害はこれまでの過去のどの自然災害よりも広域かつ甚大で、市町村や商工会議所及び商工会の支援機関も被災し、その機能が十分に発揮出来なくなった。
- このため震災直後に制度設計された「仮施設整備事業」は、特別法(※)を整備したうえで国(中小機構)が直接関与し、産業用の仮設建築物を大規模に整備する全国で初めての支援ケースとなり、グループ補助金(本施設等等の復旧補助金)に先駆けて震災直後の2011年4月から制度運用が開始された。
- 被災市町村と中小機構が連携し、全額国費負担により産業用の仮施設が中小機構により整備され、市町村に無償で譲渡、その後、被災事業者等に無償で貸与された。

(※)東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成23年法律第40号)
⇒第130条第1項 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等

【仮施設整備事業スキーム図 ④】

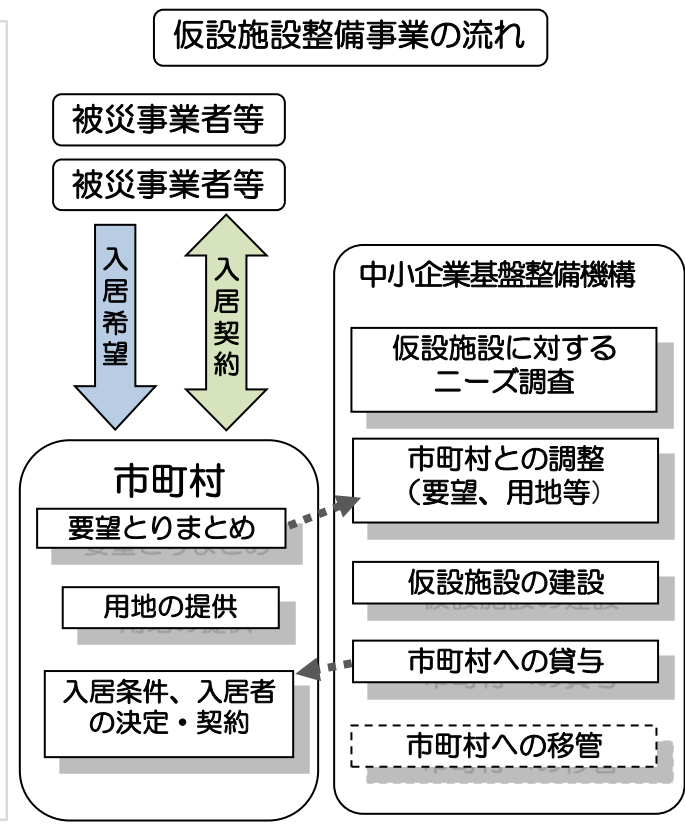
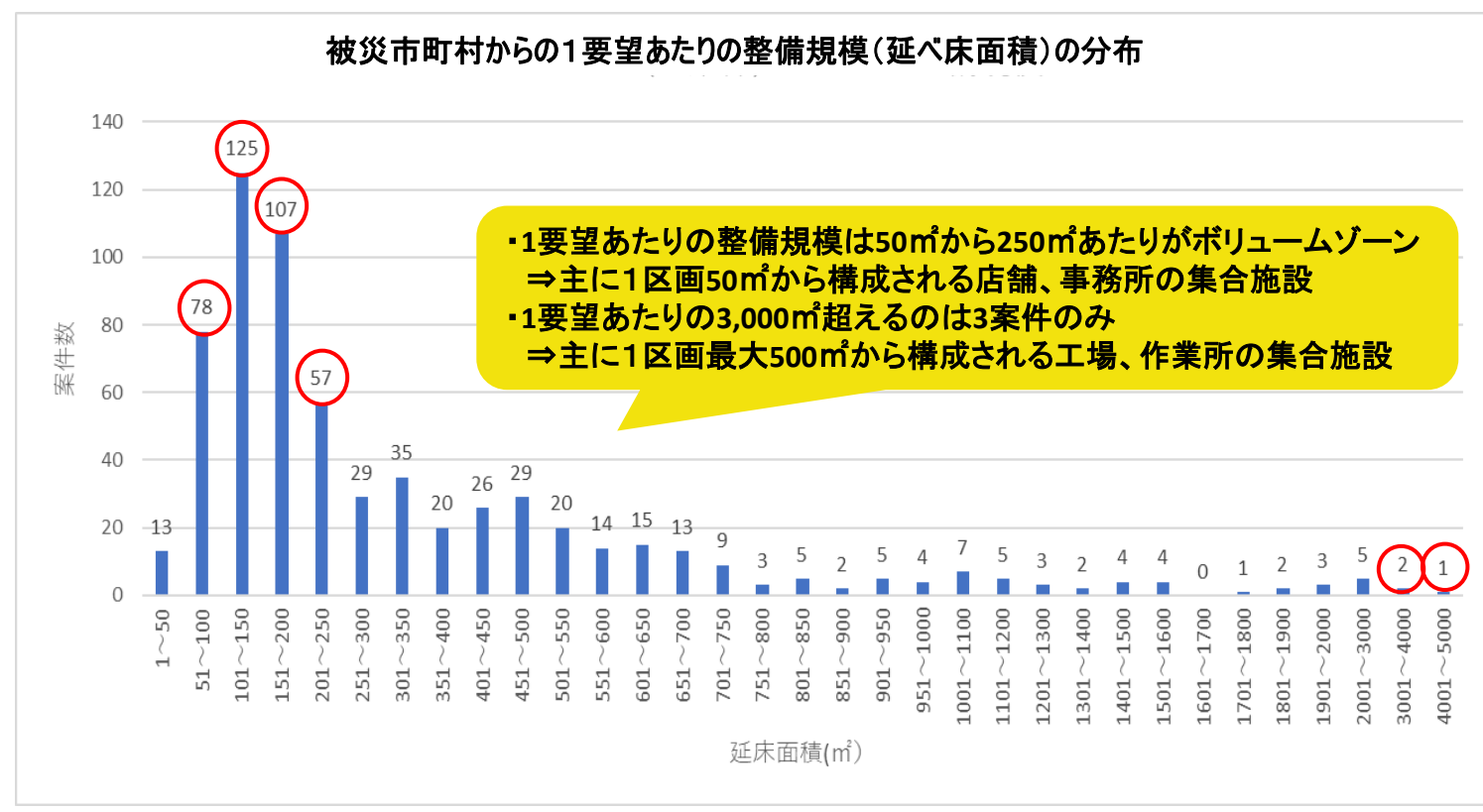


●仮施設整備の流れ①(整備要望調書の提出)

□仮施設整備事業は、被災市町村9県222市町村を対象とした支援制度であり、被災市町村からの要請を受け、中小機構が仮施設を整備し、被災市町村が建設用地の提供、被災入居事業者の選定、入居契約を締結する**被災市町村と中小機構との共同事業である**。建設用地は原則市町村所有の公共用地としたが、公共用地の大部分は仮設住宅の建設用地として活用されていたことから、国有地、民有地を市町村が借り上げて整備することも可能とした。

①【仮施設の整備要望調書の提出 (被災市町村⇒中小機構)】

被災市町村からの中小機構への整備要請は、被災によりパソコンが使えない環境でも24時間送信できるようにとの配慮から仮施設整備要望調書のFAX送信により行った。同調書への記載事項は、土地面積、入居予定事業者の業種・事業内容、必要な延べ床面積、施設の階数、周辺インフラ情報など。



●仮施設整備の流れ②(職員による現地確認)

□市町村からの申し込み後、中小機構職員自ら現地へ赴き市町村担当者からのヒアリングや法的要件、建設用地の状況(※)やインフラ確認等を行う。建設用地に上下水道、電気、通信インフラが無い場合や、建設にあたり障害物がある場合は市町村は整備可能な用地を提供する義務を負う。

(※)建設用地の状況とは、「地目」、「土地所有者」、「抵当権の有無」、「地形」、「地耐力」などである。

□公共用地の多くは仮設住宅が既に建設されていたため、仮設施設の大部分は民有地に建設した。

※民有地の主な問題

- ・ケース1: 避難した地権者や地権者が亡くなっている場合は相続人と連絡が取れないなどの問題
- ・ケース2: 共有名義の用地について地権者全員の同意を必要とする問題
- ・ケース3: 抵当権を設定されている場合は抵当権者(金融機関)との調整の問題
- ・ケース4: 農地(田・畑)に仮設施設を整備するには農地転用手続きが必要。また排水処理及び地盤強度の問題
- ・ケース5: 丘陵地にはインフラ未整備及びがけ地条例の問題

以上のことから、民有地に建設する場合公共用地に比べ土地確保に多くの時間を要することとなった。

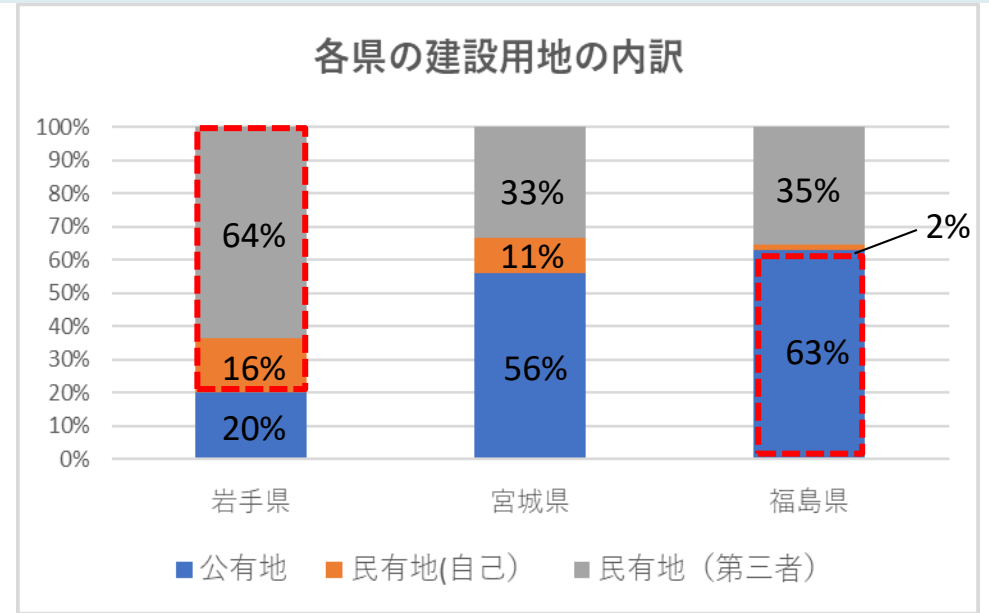
岩手県、宮城県、福島県ごとの建設用地の内訳を右に示す。

岩手県は民有地に建設した割合が全体の約8割と多く、これは三陸沿岸特有の平地が少ないといった地理的特性などにより、まとまった公共用地が確保できなかったことが一因にあると考えられる。

一方、福島県は主に沿岸部の市町村において原子力災害の影響により警戒区域等が設定されたが、県内の他市町村からの土地提供の協力もあり、6割以上を公有地に整備している。



震災直後(平成23年6月)の被災状況(岩手県陸前高田市)



※仮施設有効活用等支援事業のデータから集計したもの

●仮施設整備の流れ③(建設用地の問題点)

中小機構職員による仮施設建設用地での現地確認の様子(平成23年6月:岩手県内)

ケース4:農地の留意点



【仮施設を整備するにあたり】

- ・農地の使用目的を耕作以外(宅地として仮施設を整備)にするので、農地転用手続きが発生。
 - ➡具体的には、転用許可申請書を転用しようとする農地の所在する市町村の農業委員会を経由して都道府県知事等に提出し許可を受ける。
- ・また排水処理(ルート確保)、地盤強度(N値)等をクリアすることが求められた。

ケース5:がけ地条例の留意点



【仮施設を整備するにあたり】

- ・がけ地条例とは、敷地ががけに面しており、一定の高さを超えるがけの上または下に建物を建築する場合、条例によって建築制限を設けており、建築レイアウトを検討する際に留意する必要がある。

【参考】愛知県建築基準条例第8条(図解)

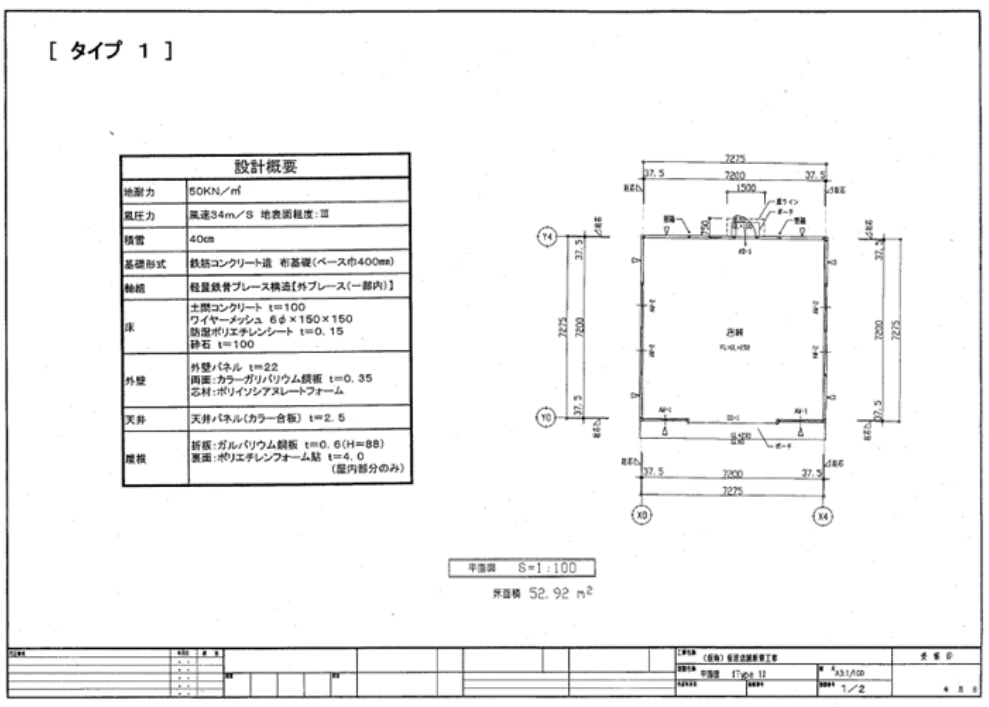
https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/012/623/gake.pdf

●仮設施設整備の流れ④（仮設施設の仕様）

- 入居者の業種に特に制限が無いいため、仮設施設は事業活動内容によって、店舗、事務所、工場等様々な用途で利用された。要求される仕様も多種多様であり、応急仮設住宅の様な標準化は難しかった。
- このため1区画あたりタイプ1(50㎡)、タイプ2(100㎡)、タイプ3(150㎡)の標準例を設け、その派生で対応することとしていた。
- 結果として、一般的な店舗、事務所、工場の他に郵便局、診療所、荷さばき場、市場、フィットネスジム、宿泊施設(福島県に限定)などを整備しており、標準タイプとは言い難いオーダーメイド的な施設にも対応した。
- 画一的な仕様としてスピードを重視するのか、オーダーメイドにも対応し使い勝手を優先するのか判断が分かれた。

オーダーメイド的な仮設施設の一例

タイプ1 (50㎡)の標準図面



福島県檜葉町 郵便局



福島県いわき市
フィットネスジム



福島県広野町 宿泊施設



宮城県石巻市 荷さばき場



●仮施設整備の流れ⑤(施設の設計、施工)

□中小機構、被災市町村担当者及び入居予定事業者とも打合せを行い建物設計を行った。

- ・中小機構は建物の躯体及び必要最低限の設備(※)のみを整備した。
- ・入居予定事業者個々の業態に応じて必要となる内装・設備については、入居予定事業者が実施した。

(※)必要最低限の設備とは、「天井照明」、「単相(低圧)電源」、「上水(給水口1か所/1区画)」、「下水(生活排水口1か所/1区画)」、「電話回線引込口」、「TVフィーダー線取付(共同アンテナ設置)」、「トイレ(施設全体で1か所)」などである。

□ただし、入居予定事業者が水産加工会社、鮮魚店等で、事業活動するうえで排水用側溝が必要な場合は、建物完成後に施工することが困難であるためコンクリート床と一体で施工した。



コンクリート床に設けた排水用側溝と集水枡



(左)⇒給水口(バルブ止め)、(右)⇒排水口(キャップ止め)

●仮設施設整備の流れ⑥(施設の貸与、管理)

- 中小機構が仮設施設を整備した後、被災市町村に一括で貸与した。同市町村は被災事業者に対して入居条件等を説明し、同事業者は原則賃料無料で入居した。
- 被災市町村が用意した建設用地に整備した仮設施設は中小機構の所有であるが、完成から1年以内には同市町村に無償譲渡した。
- 被災市町村への無償譲渡の際には、仮設施設の管理・運営に必要なマニュアルを取りまとめ入居者へ安全使用の指導をお願いし、懸念される不具合への対応として施工業者の担当者名や瑕疵担保に係る権利などを同市町村に引き継いだ。

●仮設施設整備の流れ⑦(入居事業者の想定)

- 当初、施設の仕様について基本的な内容(建物構造、設備)が決められた一方で、入居事業者については具体的に想定しておらず、入居要件(被災事業者等)については被災市町村の判断に委ねられた。
- これは甚大な被害を受けた現地の詳細な被災状況が把握できない段階では、被災事業者等の救済漏れ回避の観点から入居要件の想定は行えないとの判断があり、被災市町村の判断により商工会、商工会議所などの商工団体、農業協同組合、漁業協同組合、公益法人、郵便局、診療所、NPO法人など被災事業者の支援に資する組織も入居可能という入居者を限定しない内容となった。



福島県浪江町「まち・なみ・まるしえ」



福島県いわき市「四倉中核工業団地内仮設工場群」

●仮施設設整備の流れ⑧(案件ごとの標準事業実施期間と整備費用)

標準的な事業実施期間は以下のとおりとなる。

①「市町村からの整備要望調書提出」から「中小機構内部会議での事業実施決定」まで1週間から4週間

②「中小機構内部会議での事業実施決定」から「協力業者決定」まで1日から1ヶ月

③「協力業者決定」から「市町村との基本契約締結」まで約1ヶ月

④「概略設計」に約1ヶ月

⑤「詳細設計」に1週間から1ヶ月

④、⑤と同時並行で建築確認手続きを実施

⑥「建築工事」に約2か月

①「市町村からの整備要望調書提出」から⑥「建築工事」の完成まで事業実施期間はトータルで4.5ヶ月から6ヶ月程度となる。

□上記①の「1週間から4週間」とは、建設用地に問題がある案件の問題解決期間を含む。

例えば、抵当権が設定されている用地について抵当権者である金融機関等から仮施設設整備の同意が得られるまでの期間を含む。

□整備費用の実績は事務所、店舗、工場など様々な建築タイプをトータルで平均すると約13万円/m²。

(注)上記費用には、建設用地の障害物の撤去、整地費用及び入居者の業態に応じて必要となる内装、設備費用は含まない。

●平成23年11月に成立した第3次補正予算に伴う案件の限定化

□平成23年11月第3次補正予算が成立し、他の復興支援制度が拡充されたことを受け、仮施設実施条件を限定したものである。仮施設の整備目的をより明確化し、倉庫などの就業の場でない施設は整備の対象外とした。また、グループ補助金等を活用して施設(本設)を整備される場合は本事業の対象外とした。

【具体例】

- ➡グループ補助金を活用して建物整備を行う被災事業者は本事業の対象外とした。
- ➡グループ補助金を活用して設備等導入(注)を行う被災事業者は本事業の対象とした。

(注)設備の主なものとして、生産設備や建設機械等

□この条件の厳格化までは業種や用途等の制限が少ない比較的口の広い制度であり、他の復興施策よりもいち早く制度化されていたこともあり多くの仮施設整備要望の申請があった。

●東日本大震災復興特別区域法による仮施設への制限の緩和①

□仮施設は通常、建築基準法の「仮設建築物」に該当し、施設存続には同法85条による制限がある。よって、存続期間が2年3か月を超える長期利用が見込まれる場合は、着工前に建築確認を経て、一般建築物(同法第6条)として整備する必要があった。

□平成23年年12月26日に東日本大震災復興特別区域法が施行され、仮設建築物に対する規制は緩和され、内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画に応急仮設建築物活用事業を定めることで、復興推進計画の期間内であれば、同法85条第2項の仮施設の存続期間を1年を超えない範囲で延長することが可能となった。

□上記の存続期間延長の緩和措置を受け、平成23年12月以降の申請案件は全て仮設建築物(同法85条)として整備されることとなった。

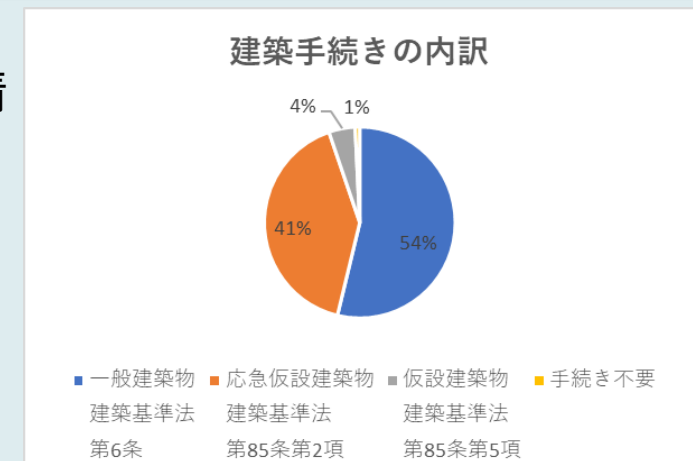
※上記に係る詳細は下記URL及び次項参照

・東日本大震災復興特別区域法資料

https://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/meeting/2011/wg1/111213/item7_1.pdf

・復興特区制度とは

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/>



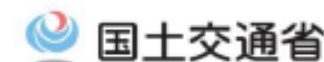
●東日本大震災復興特別区域法による仮設施設への制限の緩和②

□復興推進計画による規制・手続に関する特例（国土交通省関係部分）

<https://www.mlit.go.jp/common/000171324.pdf>

建築手法の内訳 

仮設建築物に関する制限の緩和(法第85条)



	恒久的な建築物として建築する場合	非常災害があった場合に、発生区域等において行われる ・応急の修繕 ・災害救助のための建築物の建築 ・被災者が自ら使用するための建築物(延べ面積30㎡以内)の建築に1ヶ月以内に着手する場合	災害があった場合において 公益上必要な用途に供する応急仮設建築物(応急仮設住宅含む)として建築する場合	仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物を建築する場合
根拠規定	建築基準法	建築基準法第85条第1項	建築基準法第85条第2項	建築基準法第85条第5項
必要な手続	○建築確認 ⇒ 必要 ○完了検査 ⇒ 必要 ○定期報告 ⇒ 必要	○建築確認 ⇒ 不要 ○完了検査 ⇒ 不要 ○定期報告 ⇒ 不要	○建築確認 ⇒ 不要 ○完了検査 ⇒ 不要 ○定期報告 ⇒ 不要	○建築確認 ⇒ 必要 ○完了検査 ⇒ 必要 ○定期報告 ⇒ 不要
適合が求められる建築基準	○単体規定 ・構造耐力、建築材料、防火・避難、採光、換気、建築設備等 ○集団規定 ・接道、用途、形態等	○単体規定 ⇒ 適用除外 ○集団規定 ⇒ 適用除外 ※防火地域内の建築は不可	○単体規定 ・構造耐力、採光、換気等 ※建築材料、防火・避難、建築設備等に係る単体規定の一部は適用除外 ○集団規定 ⇒ 適用除外	○単体規定 ・構造耐力、採光、換気等 ※防火・避難、建築設備等に係る単体規定の一部は適用除外 ○集団規定 ⇒ 適用除外
存続期間	(特段の定めなし)	○3ヶ月を超えて存続しようとする場合、特定行政庁の許可が必要。 ○許可後2年間、存続が可能。(当初と併せて最長で2年3ヶ月) (※特定非常災害法の特例により、応急仮設住宅は、1年を超えない範囲で許可の期間延長が可能。また、東日本大震災復興特別区域法を適用することにより、応急仮設建築物についても、1年を超えない範囲で許可の期間延長が可能。)		○特定行政庁が1年以内の期間※を定めて、建築を許可。 ※建築物の工事を施工するため、その工事期間中、当該建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間

●東日本大震災復興特別区域法による仮設施設への制限の緩和③

【内閣府ホームページ:復興推進計画による規制・手続に関する特例】 https://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/meeting/2011/wg1/111213/item7_2.pdf

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～産業の活性化～ 応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例措置（建築基準法の特例）

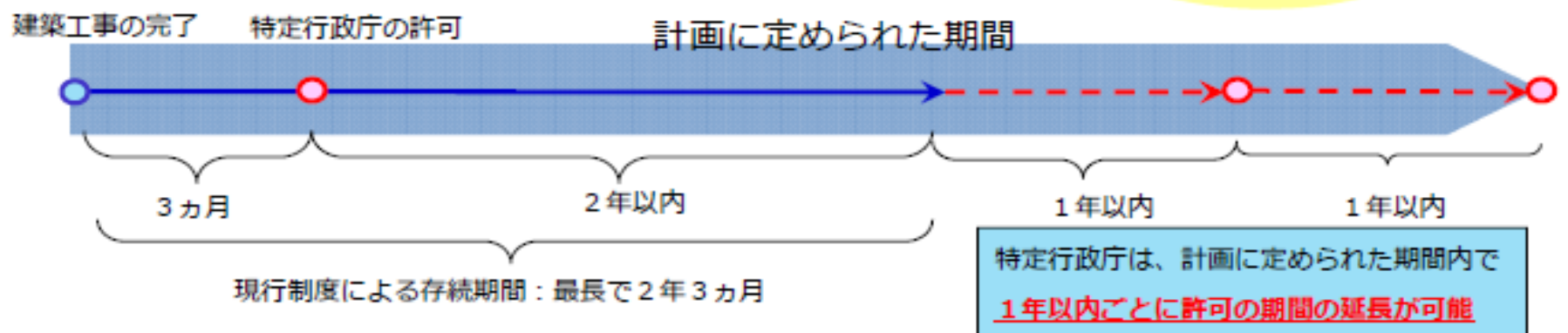
東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の存続期間の延長を可能とすることで、地域の社会基盤の復興に活用させる。

現行制度

災害があった場合において建築される公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の存続期間は、最長で2年3か月（建築基準法第85条第3項及び第4項）

特例措置

復興推進計画に所在地・用途・活用期間が定められた応急仮設建築物について、特定行政庁*が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた場合には、計画の活用期間内において、存続期間の延長を可能とする。



* 特定行政庁：原則として、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、それ以外の市町村の区域については道県知事

●被災タイプと整備地区

□被災を原因別に分類すると右表のとおりとなる。仮設施設が整備された市町村は、地震、津波、原発事故の被災地及び被災地からの被災事業者を一時的に受け入れた市町村であった。

□津波被害があった市町村の案件数が最も多く、特に案件数が多い市町村は陸前高田市135案件、大船渡市79案件、気仙沼市67案件となっている。

□津波、原発双方の被害が無い市町村においては、地震により被害を受けた事業者(宮城県登米市、長野県栄村)のために整備された案件及び福島第一原子力発電所事故避難区域設定12市町村(※)において被災した事業者を受け入れるために整備された案件がある。

県名	市町村ごとの被災タイプ別の整備状況(計648案件)		
	津波被害あり(沿岸部)	津波被害無し(内陸部)	
青森県	三沢市7、おいらせ町2、八戸市17、階上町1 計4市町村、27案件	-	
岩手県	洋野町3、久慈市23、野田村16、普代村7、田野畑村9 岩泉町28、宮古市5、山田町35、大槌町7、 釜石市14、大船渡市79、陸前高田市135 計12市町村、361案件	一関市(1) 計1市町村、1案件	
宮城県	気仙沼市67、南三陸町22、女川町17、石巻市12 東松島市3、塩竈市7、多賀城市2、七ヶ浜町1 仙台市3、名取市3、岩沼市1、亶理町3、山元町5 計13市町村、146案件	登米市3 計1市町村、3案件	
福島県	福島第一原発災害により避難指示区域等が設定された12市町村	南相馬市27(11)、浪江町2、富岡町1、 楢葉町3(1)、広野町3(1) 計5市町村、36案件 ※大熊町及び双葉町内には整備実績なし	田村市2、川内村1、川俣町3(2) 計3市町村、6案件 ※葛尾村及び飯館村内には整備実績なし
	上記の12市町村以外	新地町3、相馬市3(1)、いわき市29(22) 計3市町村、35案件	福島市8(8)、伊達市2(2)、二本松市6(6) 本宮市1(1)、郡山市1(1)、白河市1(1) 西郷村1(1)、桑折町1、磐梯町1(1) 会津若松市1(1)、会津美里市1(1) 矢吹町2(1)、大玉村1(1)、三春町4(4) 計14市町村、31案件
茨城県	大洗町1	-	
長野県	-	栄村1	

※1) カッコ内の数値は他市町村からの受入れ案件数(内数)

※2) 朱書き数値は原災避難事業者のための整備案件数

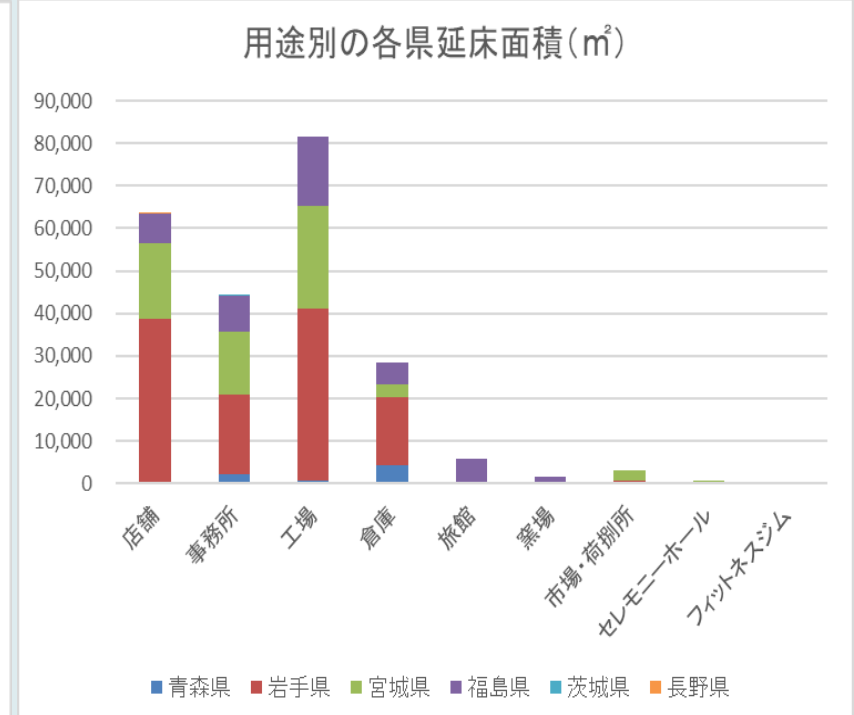
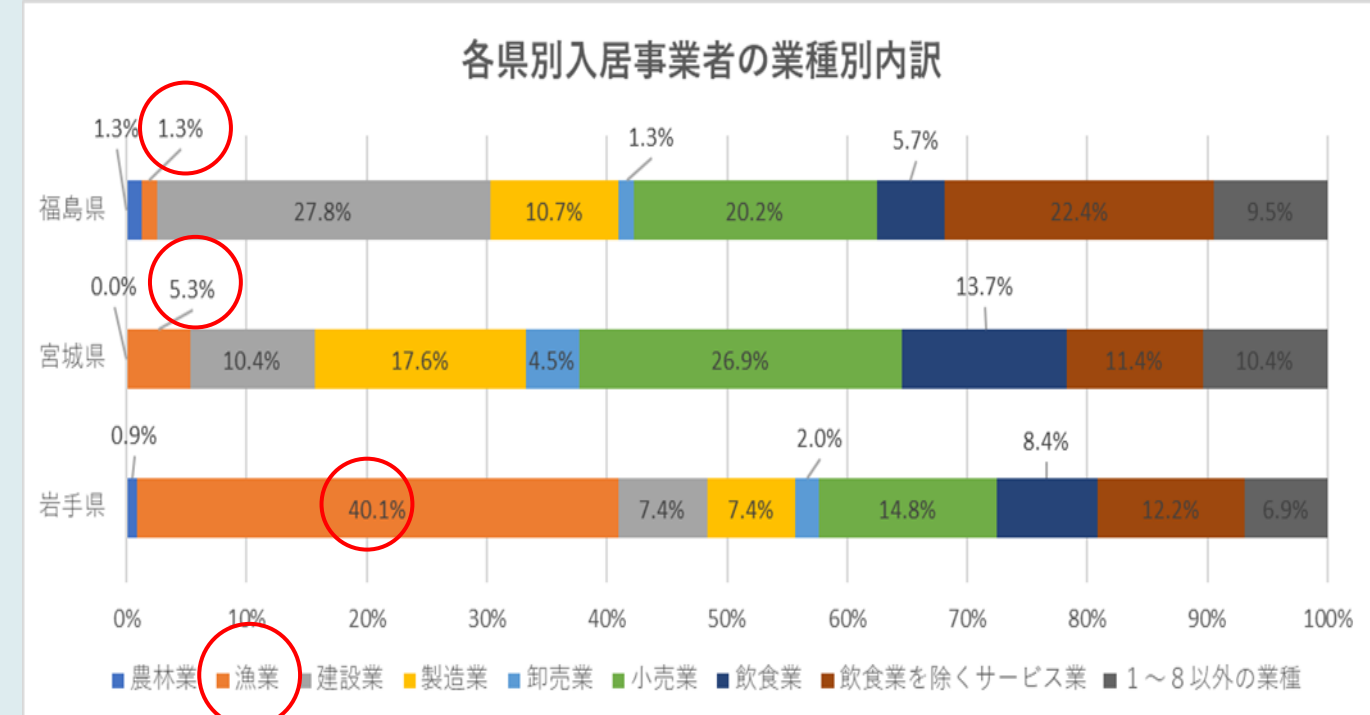
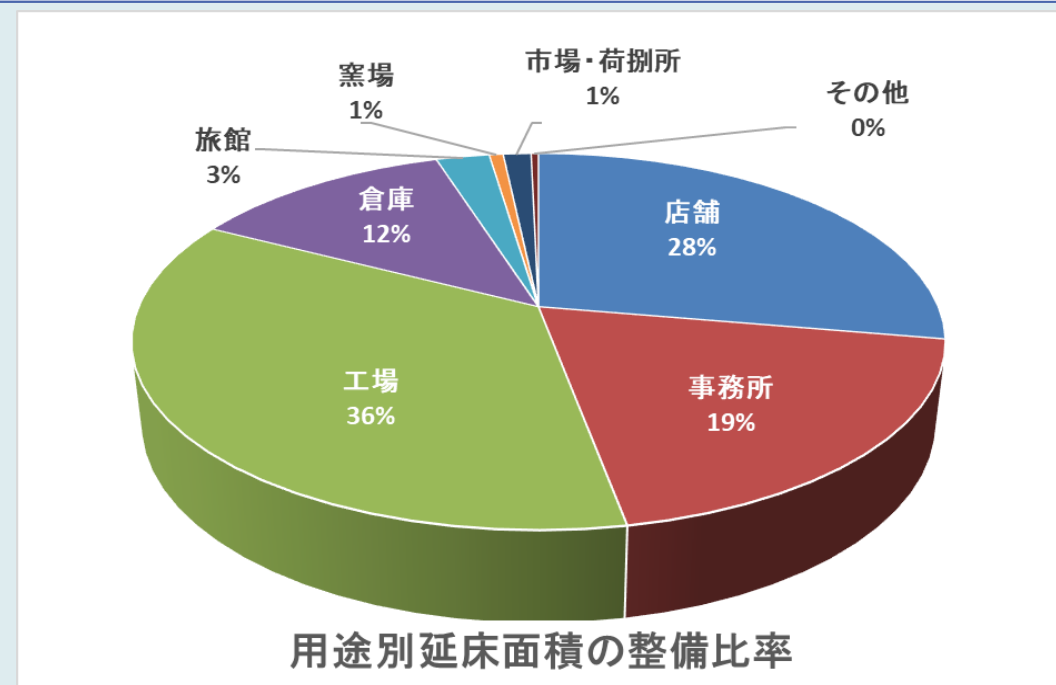
(※)福島第一原子力発電所事故避難区域設定12市町村

南相馬市、飯館村、浪江町、川俣町、葛尾村、田村市、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川内村

●仮施設設用途、入居者業種

□岩手県、宮城県、福島県ごとの入居事業者の業種内訳をみると岩手県は「漁業(注)」の割合が多く、宮城県は「製造業」、「小売業」、「飲食業」の割合が多い。
 (注)仮施設設の用途として漁具倉庫が多くを占める。

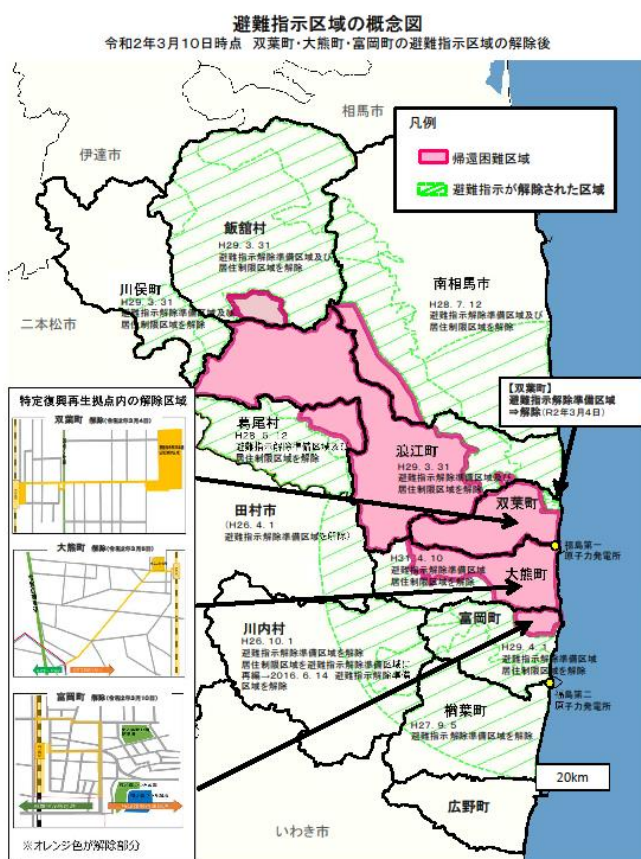
□福島県は「漁業」の割合が極端に少なく、「建設業」、「飲食業を除くサービス業」の割合が多い。これは福島第一原発事故が少なからず「漁業」に影響を及ぼしていることが分かる。



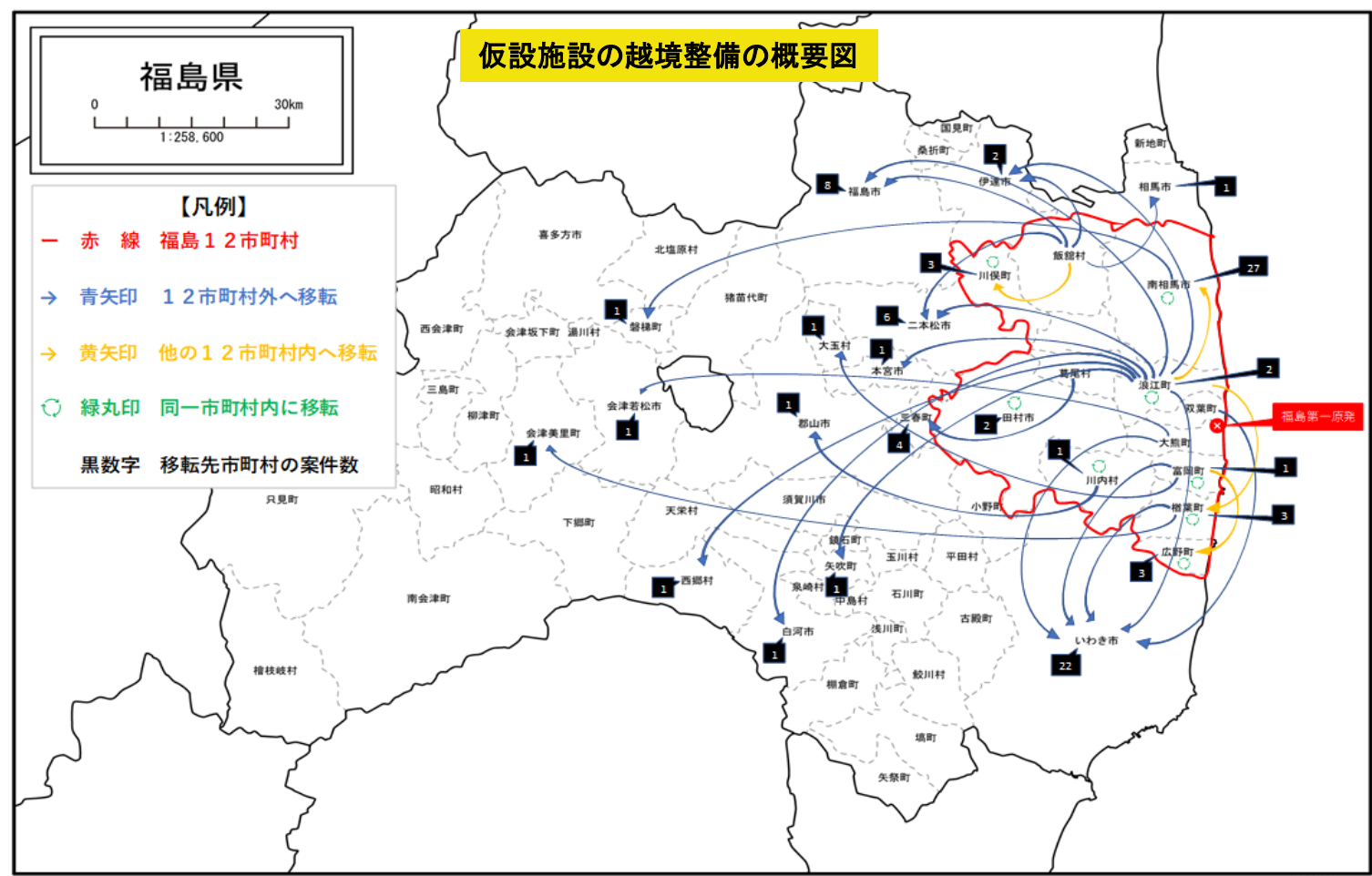
●福島県の特徴(複合災害→津波災害・原子力災害)

□通常、被災市町村は自らの行政区域内に仮施設を整備するが、福島県内の市町村の中には、原発事故に伴う避難指示区域の設定により、自らの行政区域外において整備している市町村がある(下図参照)。

□こうした「越境」により他の市町村に避難した事業者は、避難元の避難指示区域解除のタイミングに大きな隔たりがあり、特に福島第一原発直近の市町村(大熊町、双葉町)では、避難指示解除等の遅れにより、いつ頃までに避難元の市町村で事業再開できるのか見通しが立たない状況となっており、一部の事業者は避難元での事業開催を断念し、「越境」したまま避難先で事業再開を果たした者もいる。



避難指示区域のイメージ(令和2年3月10日時点)
 今もなお双葉町、大熊町、浪江町の大部分が帰宅困難区域に設定されている。(福島県HPより)



※福島県内市町村地図(福島県HP→各市町村のホームページにリンク)
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/koho-chizu.html>

●福島県原災12市町村の要請元と整備先との関係①

- 通常、被災市町村は自ら中小機構に仮施設設の整備を要請し、自らの行政区域内に仮施設設を整備するが、福島県内の原災12市町村の中には、原発事故に伴う避難指示区域の設定による建築制限や行政機能が著しく停滞したため、県内の他市町村の協力を得ながら仮施設設を整備した事例があり、要請元の市町村と仮施設設が所在する市町村が異なるケースがある。
- 要請元の市町村と仮施設設が所在する市町村が異なる場合、通常の場合と比べ用地選定など調整事項が多く、事業実施までにより多くの時間を費やすこととなった。

ケース①【原災12市町村が中小機構に要請し、他の原災12市町村の土地に整備した事例】 計15案件

- 浪江町が機構に要請し、南相馬市、楢葉町に整備した事例・・・12案件
- 飯舘村が機構に要請し、川俣町に整備した事例・・・2案件
- 富岡町が機構に要請し、広野町に整備した事例・・・1案件



南相馬市「浪江町仮設宿泊施設」

ケース②【原災12市町村が中小機構に要請し、12市町村以外の土地に整備した事例】 計35案件

- 葛尾村が機構に要請し、三春町に整備した案件・・・4案件
- 浪江町が機構に要請し、二本松市、福島市、いわき市、矢吹町、白河市、本宮市、西郷村、伊達市に整備した事例・・・13案件
- 飯舘村が機構に要請し、相馬市、福島市、二本松市、伊達市に整備した事例・・・7案件
- 大熊町が機構の要請し、会津若松市に整備した事例・・・1案件
- 川内村が機構の要請し、郡山市に整備した事例・・・・・・1案件
- 楢葉町が機構に要請し、いわき市に整備した事例・・・・・・6案件
- 富岡町が機構に要請し、大玉村に整備した事例・・・・・・1案件
- 双葉町が機構に要請し、いわき市に整備した事例・・・・・・2案件



いわき市「双葉町仮設店舗」

(※)福島第一原子力発電所事故避難区域設定12市町村→南相馬市、飯舘村、浪江町、川俣町、葛尾村、田村市、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川内村

●福島県原災12市町村の要請元と整備先との関係②

ケース③【原災12市町村が中小機構に要請し、当該12市町村の土地に整備した事例(通常事例)】 計27案件

南相馬市が機構に要請し、同市に整備した事例・16案件、浪江町が機構に要請し、同町に整備した事例・・・2案件
川内村が機構に要請し、同村に整備した事例・・・1案件、楡葉町が機構に要請し、同町に整備した事例・・・2案件
広野町が機構に要請し、同町に整備した事例・・・2案件、田村市が機構に要請し、同市に整備した事例・・・2案件
富岡町が機構に要請し、同町に整備した事例・・・1案件、川俣町が機構に要請し、同町に整備した事例・・・1案件

ケース④【原災12市町村以外の自治体が中小機構に要請し、原災12市町村のために当該自治体の土地に整備した事例】 計17案件

いわき市が機構に要請し、楡葉町、大熊町、富岡町、浪江町のためにいわき市に整備した事例・・・14案件
福島市が機構に要請し、飯舘村、浪江町のために福島市に整備した事例・・・2案件
磐梯町が機構に要請し、南相馬市のために磐梯町に整備した事例・・・1案件



いわき市「四倉中核工業団地内仮設工場群」

ケース⑤【原災12市町村以外の自治体が中小機構に要請し、原災12市町村のために当該自治体の土地に整備した後、当該12市町村に再譲渡した事例】 計1案件

会津美里町が機構に要請し、楡葉町のために会津美里町に整備した後、
楡葉町に再譲渡した事例・・・1案件



会津美里町「みんなのお店 きずな」

ケース⑥【原災12市町村以外の自治体が中小機構に要請し、当該自治体のために当該自治体の土地に整備した事例(通常事例)】 計13案件

新地町が機構に要請し、同町に整備した事例・・・3案件、相馬市が機構に要請し、同市に整備した事例・・・2案件
いわき市が機構に要請し、同市に整備した事例・・・6案件、桑折町が機構に要請し、同町に整備した事例・・・1案件
矢吹町が機構に要請し、同町に整備した事例・・・1案件

● 仮設商店街の整備

□ 仮設施設の用途別延べ床面積で「店舗」が全体の約3割を占めているが、岩手県、宮城県、福島県で計70箇所の仮設商店街を整備した。なかでも **宮城県南三陸町に整備した「南三陸さんさん商店街」**は、JR東日本のCM(注1)、南三陸キラキラ丼(注2)、鎮魂の三陸海外に行くツアーや世界遺産の岩手県平泉中尊寺とのツアー企画などで日本全国で話題となり、地域内外からの多くの観光客でにぎわった。「にぎわい」創出にはロケーション、地域の外に向けての情報発信、魅力ある個店による集積効果、話題性のどれもが欠かすことのできない重要な要素となった。なお、平成24年2月25日にオープンした「南三陸さんさん商店街」は、平成28年12月31日を以て仮設商店街での営業を終了し、平成29年3月3日からは移転先の本設商店街「南三陸さんさん商店街」で営業を開始した。

(注1) 宮城県「南三陸篇」大人の休日倶楽部: JR東日本のHP及びYouTube

→ <https://www.jreast.co.jp/otona/tvcm/minamisanriku.html>

→ 0628【banana】JR「大人の休日倶楽部南三陸編」- YouTube

(注2) 南三陸キラキラ丼: (一社)東北観光推進機構のHP

→ https://www.tohokukanko.jp/sozaishu/detail_1003859.html

南三陸きらきら丼 →



□ 仮設の「南三陸さんさん商店街」の概要: 機構HP → <https://www.smrj.go.jp/doc/reconstruction/001-31.pdf>

□ 本設の「南三陸さんさん商店街」の概要: 同商店街のHP → <https://www.sansan-minamisanriku.com/>

仮設施設の「南三陸さんさん商店街」

本設施設の「南三陸さんさん商店街」



● 仮設商店街の残存状況及び役割の検証等

- ・岩手県、宮城県、福島県の3県で最大70箇所あった仮設商店街は、令和3年3月末時点で福島県浪江町、双葉町の2箇所まで減少した。仮設商店街から退去後の事業者は、新たに整備された本設商店街へテナント入居し事業継続する者や、補助金を活用し個別店舗を建て事業再開を果たした。また、退去後の空き区画には入居予備軍(仮設施設で事業再開をしたい者)が入居する一方、ある仮設商店街の空き区画には学習塾(NPOが運営)が入居し、地元の小・中・高校生に学校教育の補足や進学準備教育を行った(被災地支援に資する活動)。
- ・本設施設で事業再開した事業者の中には仮設施設を第2店舗等として利用する事業者が一部確認された。
- ・本設再開を果たすためには、仮設商店街での事業再開期間中に十分な資金を蓄えることが不可欠だが、オープンから2~3年をピークに、それ以降は「賑わい」や売上げが減少傾向なる商店街が確認された。また仮設商店街は地元住民の情報交換の場や交流の場としての機能を果たした。
- ・「賑わい」や売上を維持し続けるには個店の努力・工夫だけでなく、行政・商工団体・観光協会など地域ぐるみでの仕組みづくりが重要であることを認識した。

□ いわゆる仮設商店街リスト(令和3年3月末)→次ページ参照

□ 津波被災地での復興まちづくり→(公社)日本都市計画学会 都市計画報告集 No.17 2018年11月
【元中小機構 震災復興支援部長 大矢芳樹】 https://cpij.or.jp/com/ac/reports/17_324.pdf

□ 仮設商店街・仮設工場の検証(平成25年度 調査・研究事業)→(一社)中小企業診断協会
https://www.j-smeca.jp/attach/kenkyu/honbu/h25/kasetsu_kenshou.pdf

□ 東日本大震災からの商業復興における仮設商店街の果たす役割 -岩手県沿岸南部3市を対象として-
首都大学東京(現:東京都立大学)の平成25年度修士論文(中小機構の取り組み記載)

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwja4oXW86zyAhXKEogKHcbPBp4QFn_oECB0QAQ&url=https%3A%2F%2Ftokyometrou.repo.nii.ac.jp%2F%3Faction%3Drepository_uri%26item_id%3D3380%26file_id%3D18%26file_no%3D1&usg=AOvVaw28m6G2waiBUUuKRpOQB02

中小機構が整備した(いわゆる)「仮設商店街」(令和3年3月末現在)

県名	市町村名	名称	完成	備考	県名	市町村名	名称	完成	備考	
岩手県	宮古市	たろちゃんハウス	平成23年9月	転用(令和元年9月)	宮城県	塩竈市	しおがま・みなと復興市場	平成23年8月	撤去(平成27年2月)	
	陸前高田市	陸前高田元気会	平成23年10月	撤去及び再譲渡(令和2年5月)		石巻市	石巻立町復興ふれあい商店街	平成23年11月	撤去(平成28年11月)	
		高田大隅つどいの丘商店街	平成24年4月	再譲渡(平成31年4月)			おがつ店こ屋街	平成23年11月	撤去(平成30年1月)	
		採れたてランド高田松原	平成23年12月	撤去(令和2年2月)			石巻まちなか復興マルシェ	平成24年4月	撤去(平成26年12月)	
		栃ヶ沢ベース	平成24年3月	撤去(平成29年12月)			南三陸町	南三陸さんさん商店街	平成24年1月	撤去(平成28年10月)
		再生の里ヤルキタウン	平成24年11月	撤去(令和2年5月)				伊里前福幸商店街	平成23年11月	撤去(平成29年2月)
		陸前高田未来商店街	平成24年11月	撤去(令和2年2月)			女川町	きぼうのかね商店街	平成24年1月	撤去(平成28年12月)
	山田町	八幡通り商店街	平成23年11月	撤去(平成27年6月)		気仙沼市	南町紫市場	平成23年10月	撤去(平成29年2月)	
		長崎	平成24年2月	撤去(平成29年6月)			福幸小町田谷通り	平成23年12月	撤去(平成30年7月)	
		高砂通り商店街	平成24年3月	撤去(平成27年6月)			復興屋台村気仙沼横丁	平成23年10月	撤去(平成29年3月)	
	普代村	太田名部仮設店舗	平成24年1月	転用(平成30年3月)			福幸小町田中通り	平成23年12月	撤去(平成30年7月)	
	釜石市	青葉公園商店街	平成23年11月	撤去(平成30年4月)			福幸小町南ヶ丘通り	平成23年11月	撤去(平成30年7月)	
		復興天神15商店街	平成23年9月	撤去(平成30年2月)			東新城かもめ通り	平成24年1月	撤去(平成29年11月)	
		釜石はまゆり飲食店街	平成23年12月	撤去(平成30年4月)			気仙沼折復幸マルシェ	平成23年12月	撤去(平成26年9月)	
		平田パーク商店街	平成23年12月	撤去(令和元年7月)			まついわ福幸マート「ココサカエル」	平成24年11月	撤去(平成30年1月)	
		鵜！はまなす商店街	平成23年9月	撤去(令和元年9月)			気仙沼海岸前商店会	平成24年9月	撤去(平成28年2月)	
	岩泉町	神ノ沢地区仮設企業団地	平成24年4月	撤去(令和2年4月)			亶理町	鳥の海ふれあい市場	平成23年12月	撤去(平成28年6月)
		みらいにむけて商店街	平成23年9月	撤去(令和元年7月)		ふるさと復興商店街		平成24年1月	撤去(平成28年5月)	
	野田村	本町地区仮設店舗	平成23年10月	撤去(平成27年9月)		東松島市	復興仮設店舗 ひびき	平成23年10月	撤去(平成29年9月)	
		米田地区仮設店舗	平成23年10月	撤去(平成29年4月)			復興仮設店舗 堺堀	平成23年10月	撤去(令和元年8月)	
		砂子田地区仮設店舗	平成23年11月	撤去(平成27年9月)		名取市	閑上さいかい市場	平成23年12月	撤去(令和元年10月)	
	大槌町	わらびっこ商店街	平成23年11月	撤去(平成30年7月)		七ヶ浜町	七の市商店街	平成23年11月	撤去(平成27年11月)	
		恵水講スマイル商店街	平成23年11月	転用(令和元年9月)		多賀城市	多賀城復興横丁わいわい村	平成24年4月	撤去(平成27年2月)	
	大槌北小	福幸きらり商店街	平成23年11月	撤去(令和2年2月)		計	23商店街(整備実績) 0商店街(令和3年3月末)			
		仮設商店街(羅賀)	平成23年11月	転用(平成28年10月)		福島県	南相馬市	かしま福幸商店街	平成23年10月	撤去(平成30年6月)
	仮設商店街(菅窪)	平成23年11月	転用(平成28年10月)	希望				平成24年5月	撤去及び再譲渡(平成30年6月)	
	田野畑村	おおふなと夢商店街	平成23年12月	撤去(平成29年4月)			相馬市	かしまの翼	平成24年4月	事業者退去済
		末崎町ふれあい商店街	平成23年10月	撤去(平成29年8月)				塚田地区仮設店舗	平成23年9月	転用(令和3年3月)
		復興おおふなとプレハブ横丁	平成23年12月	撤去(平成29年4月)			大野台地区仮設店舗	平成23年9月	撤去(令和元年8月)	
		大船渡屋台村	平成23年11月	撤去(平成29年4月)			いわき市	浜風商店街	平成23年8月	撤去(平成30年3月)
		地の森八軒街	平成23年11月	撤去(平成28年11月)				とよマルシェ	平成26年12月	撤去(平成30年10月)
	浦浜サイコー商店街	平成23年12月	撤去(平成27年5月)	葛尾村			さくら湖葛尾村のお店屋さん(三春町)	平成23年10月	撤去(平成29年10月)	
計	32商店街(整備実績) 0商店街(令和3年3月末)			狐田地区(三春町)	平成23年10月		撤去(平成29年10月)			
					浪江町		まち・なみ・まるしえ	平成28年10月		
					大熊町	おおくまステーションおみせ屋さん(会津若松市)	平成23年10月	撤去(平成29年6月)		
					檜葉町	いわき檜葉村ふれあい広場(いわき市)	平成23年12月	撤去(平成30年5月)		
						ここなら商店街(檜葉町)	平成26年7月	撤去(平成30年5月)		
					富岡町	富岡えびすこ市・場(大玉村)	平成24年4月	撤去(平成29年6月)		
					双葉町	勿来酒井団地仮設店舗(いわき市)	平成30年6月			
					計	15商店街(整備実績) 2商店街(令和3年3月末)				
					合計	70商店街(整備実績) 2商店街(令和3年3月末)				

※「いわゆる仮設商店街」とは、同一敷地内に、入居者数が最大時に3店舗(業種：卸売業、小売業、飲食業、飲食業を除くサービス業)以上あるもの。

※中小機構の仮設施設有効活用等事業において、助成金交付決定がなされた時点で当該仮設施設は撤去扱いとしている。

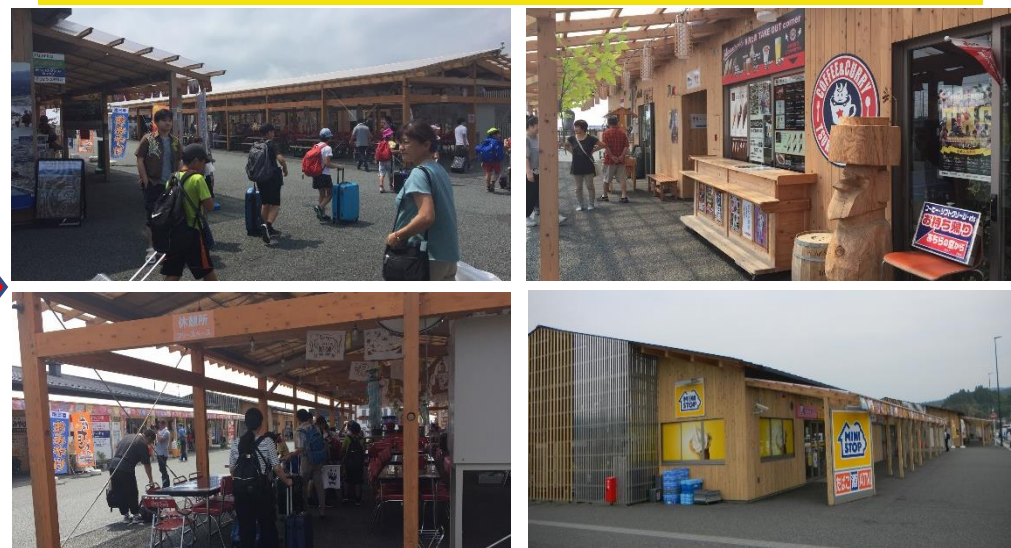
● 仮設商店街から本設商店街への移行

□ 仮設商店街から本設商店街（本設商業施設）として本設再開した一例を下記に示す。

宮城県南三陸町「南三陸さんさん商店街（仮設）」



宮城県南三陸町「南三陸さんさん商店街（本設）」



岩手県大船渡市「おおふなと夢商店街（仮設）」



岩手県大船渡市
「おおふなと夢商店街（本設）」と「キャッセン大船渡（本設）」



おおふなと夢商店街（本設）→

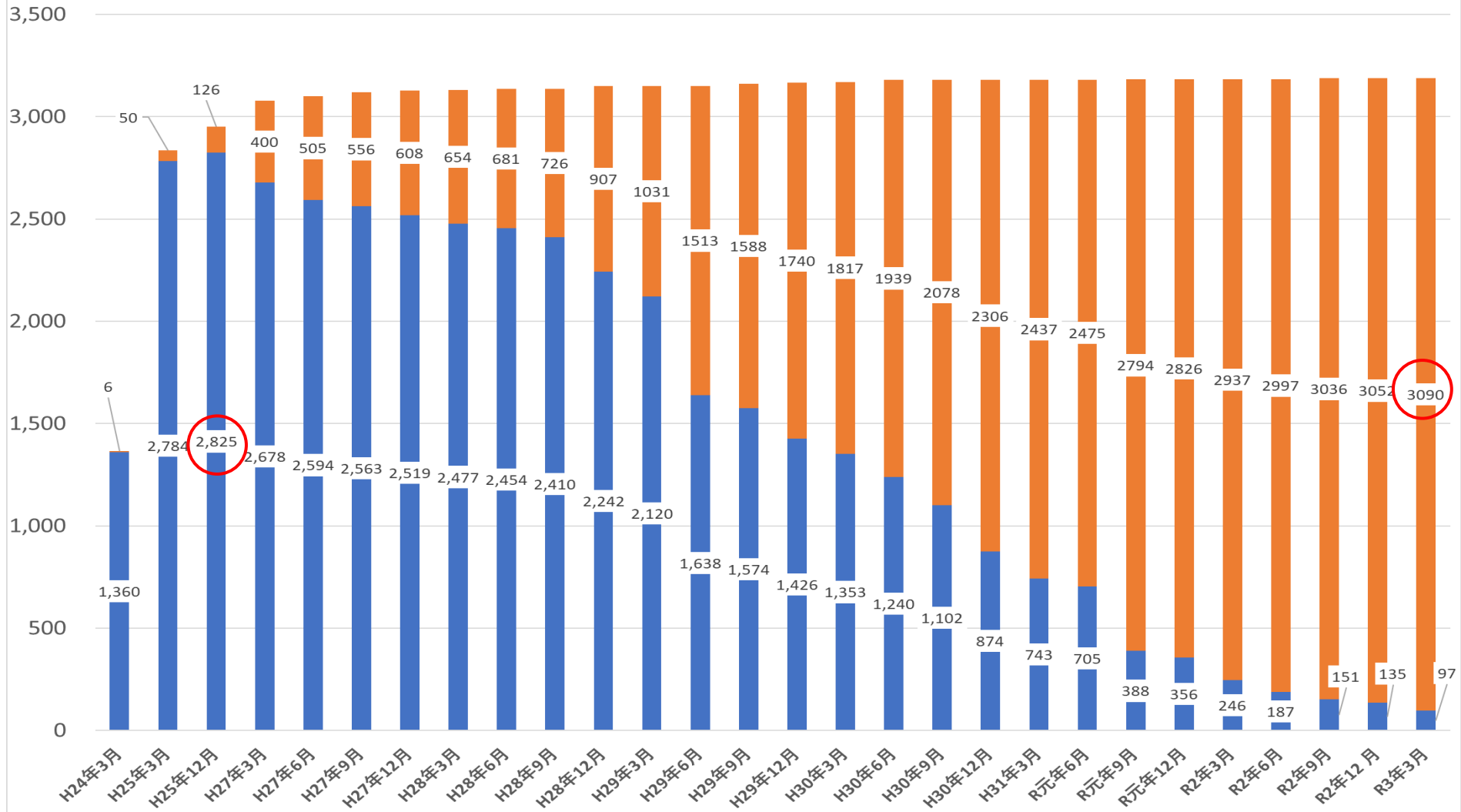
●入居事業者数の推移

□入居者数は青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県の5県で平成25年12月の2,825者をピークに減少し続けており、令和3年3月末現在で97者が入居中となっている。累計の退去者数3,090者と併せると、発災からの約10年間で3,187者が仮施設設を活用したことになる。

□なお、現在の入居者数97者のうち、福島県内の入居事業者は81人で全体の約84%を占めていることから原発事故に伴う避難指示区域解除の遅れの影響が伺える。

入居者及び退去者の推移(単位:事業者)

■ 入居事業者数 ■ 退去者数合計 (累計)



●入居者の退去後の動向

□岩手県、宮城県、福島県3県の入居者の退去後の動向は、退去者数2,985者のうち、本設移行が約45%、「再譲渡」等による本設移行が約28%で合計すると約73%の退去者が本設移行を果たしている(令和3年3月末)。

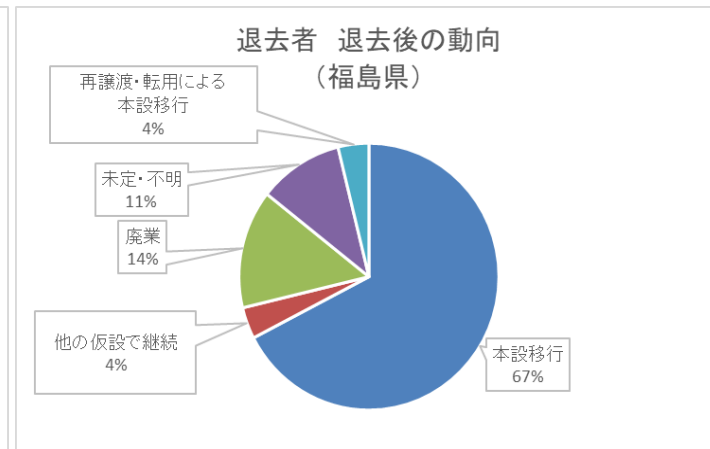
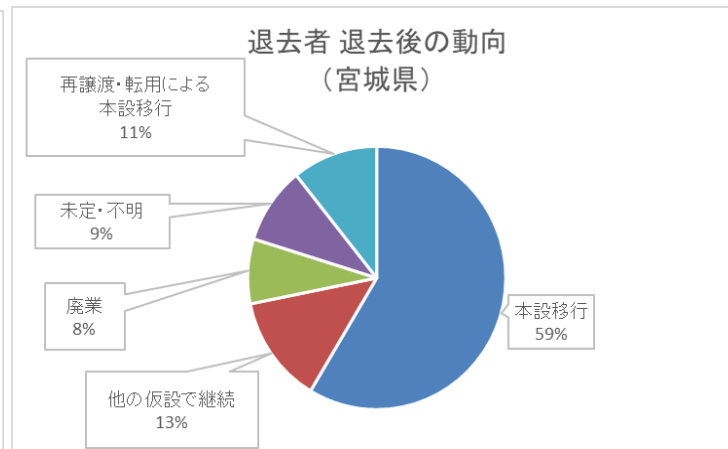
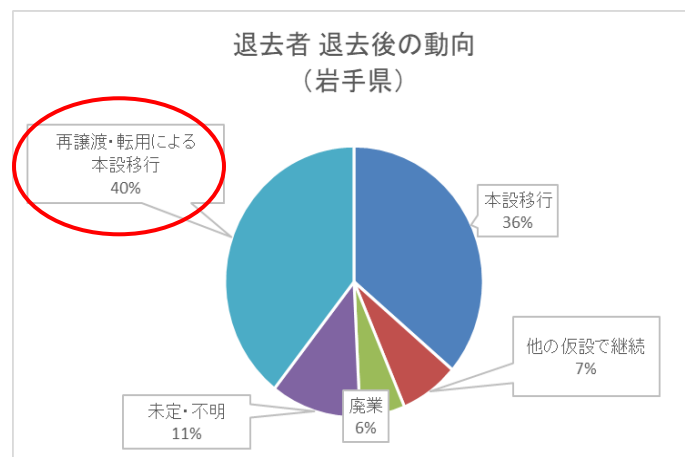
□「再譲渡」とは中小機構から市町村に無償譲渡した仮施設を、市町村が完成から5年経過後以降に入居者等に原則無償で払い下げること。入居者が払い下げを受けた仮施設を本施設と同様に活用することで事業継続を果たしている。

□県別では岩手県において再譲渡等における本設移行が40%と宮城県、福島県と比べると多く、このことから仮施設の位置づけや、将来にわたっての役割、活用方法が市町村ごとに異なっていることが分かる。

入居者の退去後の動向(岩手、宮城、福島)の3県)

(単位:事業者数)

	本設移行	他の仮設で継続	廃業	未定・不明	再譲渡・転用による本設移行	計
退去者(R3/3までの実績) 退去後の動向	1356	256	214	321	838	2985
割合	45.43%	8.58%	7.17%	10.75%	28.07%	100.0%



●仮設施設の撤去、転用、再譲渡

- 仮設施設の事業者への無償貸与が終了し有償賃貸化された施設(転用)、本設再開を果たした事業者が退去し、その後活用されない施設及び事業者へ払い下げされた施設(再譲渡)は、仮設施設本来の役割を果たし終えたことになる。
- 中小機構では市町村との共同事業を実施するにあたって基本契約書等を締結しており、この契約に基づき、市町村は仮設施設を「撤去」、「転用」、「再譲渡」した場合は、中小機構へ報告することになっている。
- 「転用」の事例としては、新たに事業を立ち上げようとする創業者のための有料賃貸施設、自治体の防災倉庫、地域の集会所などがある。
- 令和3年3月末時点の仮設施設の残存数は、青森県0案件、岩手県5.5案件、宮城県5案件、福島県36.5案件、茨城県0案件、長野県0案件の計47案件となっている。
- また、福島県の仮設施設の残存36.5案件は全て福島第一原発災害により避難指示区域等が設定された12市町村のもので全体残存数の約78%を占めており、いつ頃までに仮設施設を退去できるのか見通しの立たない状況となっている。

仮設施設の撤去、転用、再譲渡の状況(令和3年3月末時点) 単位:案件数

	青森県	岩手県	宮城県	福島県		茨城県	長野県	計
				うち12市町村				
撤去	0.0	139.5	71.0	55.0	47.0	1.0	0.0	266.5
移設	0.0	2.0	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	9.5
転用	2.0	45.5	7.0	7.0	5.0	0.0	1.0	62.5
再譲渡	25.0	169.5	58.5	9.5	5.5	0.0	0.0	262.5
合計	27.0	356.5	144.0	71.5	57.5	1.0	1.0	601.0
仮設施設整備数	27.0	362.0	149.0	108.0	94.0	1.0	1.0	648.0
仮設施設残存数	0.0	5.5	5.0	36.5	36.5	0.0	0.0	47.0

※1)「撤去」の266.5案件のうち186.5案件は後述する「仮設施設有効活用等支援事業」を活用し、残る80は市町村の単費や土地区画整理事業の移転補償により撤去されたもの。

※2)「移設」の9.5案件は全て後述する「仮設施設有効活用等支援事業」を活用したもの。



仮設施設の転用事例

●仮設施設の「長期利用」、「移設」、「撤去」費用の助成①【仮設施設有効活用等支援事業】

- 被災地域が復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化が生じ、民有地に整備した仮設施設では土地所有者からの要望により、公有地に整備した仮設施設では復興関連事業の影響により「仮設施設を存続させたいがやむを得ず解体・撤去せざるを得ないケース」が数多く見受けられたことから、中小機構が定める一定の条件をクリアすれば市町村にとって財政負担が大きい撤去等に要する費用を中小機構が全て負担する「**仮設施設有効活用等支援事業(助成)**」の運用を平成26年度から開始した。
- 仮設施設の撤去は中小機構と市町村との間で締結した基本契約に基づき、市町村が全額負担するものであるが、財政事情が厳しい市町村に配慮し、特例的に中小機構がその費用を全額負担することとしたもの。
※)原発事故避難区域設定12市町村のみ上記条件の他「仮設施設としての役割を終えたこと」を理由とした助成も例外的に認めている。
- 建築確認を経ていない仮設施設を「長期利用」する場合は、一般建築物扱いにする建築確認申請費用・施設改修費用を、「撤去」する場合は解体・廃棄物処分費用を、「移設」する場合は移設施設の設計費・運搬費・整備費を助成することとした。※令和3年度以降は福島12市町村のみ対象。

有効活用事業の全体進捗状況
(令和3年3月末時点) 単位:案件

	平成26～令和元年度		令和2年度		
	事業完了	計	事業中	事業完了	計
長期利用		0			0
移設	久慈市:2 女川町:6.5 石巻市:1	9.5			
撤去	陸前高田市:25.5,大船渡市:25, 釜石市:7.0,大槌町:5.5,野田村:1, 久慈市:0.5,山田町:6.5,普代村:1, 気仙沼市:16.5,女川町:5.5, 石巻市:4,多賀城市:1,塩竈市:5, 南三陸町:5.5,七ヶ浜町:1, 亘理町:1,仙台市:2,東松島市:2 名取市:1 相馬市:1,福島市:1,飯館村:6, 大熊町:1,富岡町:3,川内村:1, 葛尾村:3,浪江町:9,双葉町:1, 楢葉町:10.5,南相馬市:4, いわき市:1	158	陸前高田市:8.5 南相馬市:3 広野町:1 楢葉町:0.5	陸前高田市:9.5 山田町:1 釜石市:1 名取市:1 福島市(飯館村案件):1 浪江町:2	28.5
計		167.5	13.0	15.5	28.5

令和2年度末までの交付決定累計実績は、「撤去」186.5案件、「移設」9.5案件の計196案件となっている。

<今後の展開>
 ・福島県以外については、復興創生期間の最終年度である令和2年度で本事業は終了。
 ・令和3年度以降は福島県原災避難12市町村で本事業を継続する。

●仮設施設の「長期利用」、「移設」、「撤去」費用の助成②【仮設施設有効活用等支援事業】

令和2年度の事業案内チラシ

（助成対象 市町村） ※当該事業は、平成26年度から開始しています。

令和2年度 仮設施設有効活用等支援事業(助成)のご案内

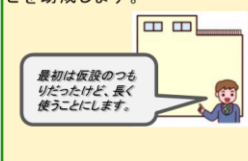
被災地の経済及び産業の復興のために中小機構が整備し、市町村に譲渡した仮設施設については、復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化が生じてきております。中小機構では、このような状況に対応するために市町村に対して次の費用を助成します。

【1. 助成の内容】

仮設施設有効活用等支援事業(助成)は、次の3つの事業に対して助成します。

① 仮設施設の「長期利用」に係る助成

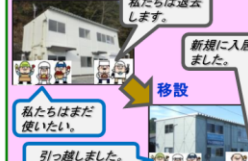
仮設許可により整備した施設を、長期間利用し有効活用するため一般建築物とする際の必要な修繕費、建築確認手数料などを助成します。



最初は仮設のつもりだったけど、長く使うことにします。

② 仮設施設の「移設」に係る助成

施設を存続させたいが、やむを得ず解体・撤去せざるを得ない仮設施設について、移設に必要な工事費などを助成します。




私たちはまだ使いたい。引っ越しました。

新規に入居しました。

私たちは退去します。

③ 仮設施設の「撤去」に係る助成

施設を存続させたいが、やむを得ず撤去せざるを得なくなった仮設施設について、撤去に必要な工事費を助成します。



【2. 助成のための要件】

【共通の要件】

- [ポイント1] 「中小機構が整備し」市町村に譲渡し、「現に市町村が所有」している仮設施設
 - [ポイント2] 完成後「5年以内」の仮設施設。(要件は従来どおり)
ただし、5年超過した施設であっても、以下の要件を満たすと機構が認めた場合は助成の対象とする。
- ※単に「仮設施設としての役割を終えた」ことを理由する撤去等は助成対象となりませんのでご注意ください。

①「長期利用」の要件

- ・当初完成後から8年間、市町村が施設を所有することが必要です。
- ※当初完成後5年経過した施設は対象外

②「移設」の要件

- ・右記③と同様の要件に加えて、以下の要件が必要です。
- ・できる限り現存する仮設施設の部材を再利用すること。
- ・移設後の施設は現存する仮設施設の延床面積以下であること。
- ・移転先は、原則、施設を所有することになる市町村の土地であること。
- ・建築確認の手続きをとること。
- ・移設完成後5年以上、市町村が所有すること。

③「撤去」の要件

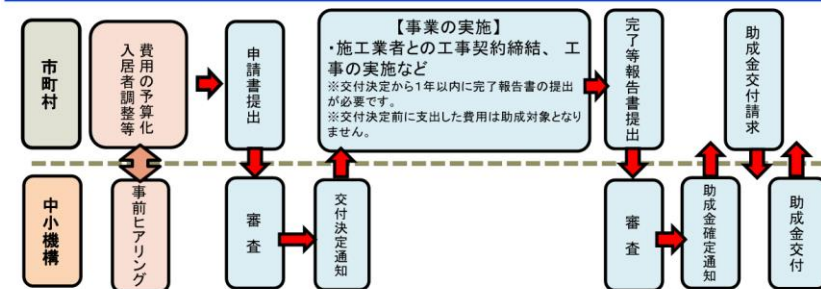
- ・施設を継続して利用したいが、
i) 嵩上工事等の復興関連事業
ii) 土地所有者等の事情 (完成後5年超の施設は、跡地利用目的に限定)
iii) 仮設施設の集約化(完成後5年超の施設かつ5事業者以上が移動する場合に限定)
- のいずれかにより、やむを得ず撤去せざるを得なくなった施設であることが必要です。
- ・復興関連事業で撤去が必要な場合は、その事業で制度上、仮設施設の移転補償費等が出ないことが必要です。

【3. 助成の対象経費、助成限度額】

	長期利用助成金	移設助成金	撤去助成金
助成対象経費	・建築確認申請等の手数料 ・建築確認を取得するために必要となる軽微な修繕工事費	・仮設施設の解体、撤去の工事費 ・移設施設の整備の設計費、工事費等	・仮設施設の解体、撤去の工事費
助成対象比率	10/10以内	10/10以内	10/10以内
助成限度額	全額	全額 (上限あり)	全額
その他留意事項		右記「撤去助成金」と同様の事項に加えて、次の点にご留意ください。 ・入居者に対する休業補償等に係る費用は助成対象外 ・移転先の土地の造成費等は対象外	原則、入居者の原状回復義務に係るものは助成の対象外。ただし、入居者等が設置した、建物と一体不可分な間仕切り壁、壁紙、床仕上げ等も助成の対象とすることができますが、動産は対象になりません。

※上記の助成メニューは建物棟ごとに選べます。

【4. 助成金の流れ】



※必ず、申請書提出前に機構の事前ヒアリングを受ける必要があります。

※助成申請額の総額が予算額を超過する場合は、年度途中で終了する場合があります。



Be a Great Small.
中小機構

＜お問合せ先＞
独立行政法人中小企業基盤整備機構
震災復興支援部 復興支援課
TEL: 03-5470-1565
FAX: 03-5470-1566
〒105-8453
東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル8階

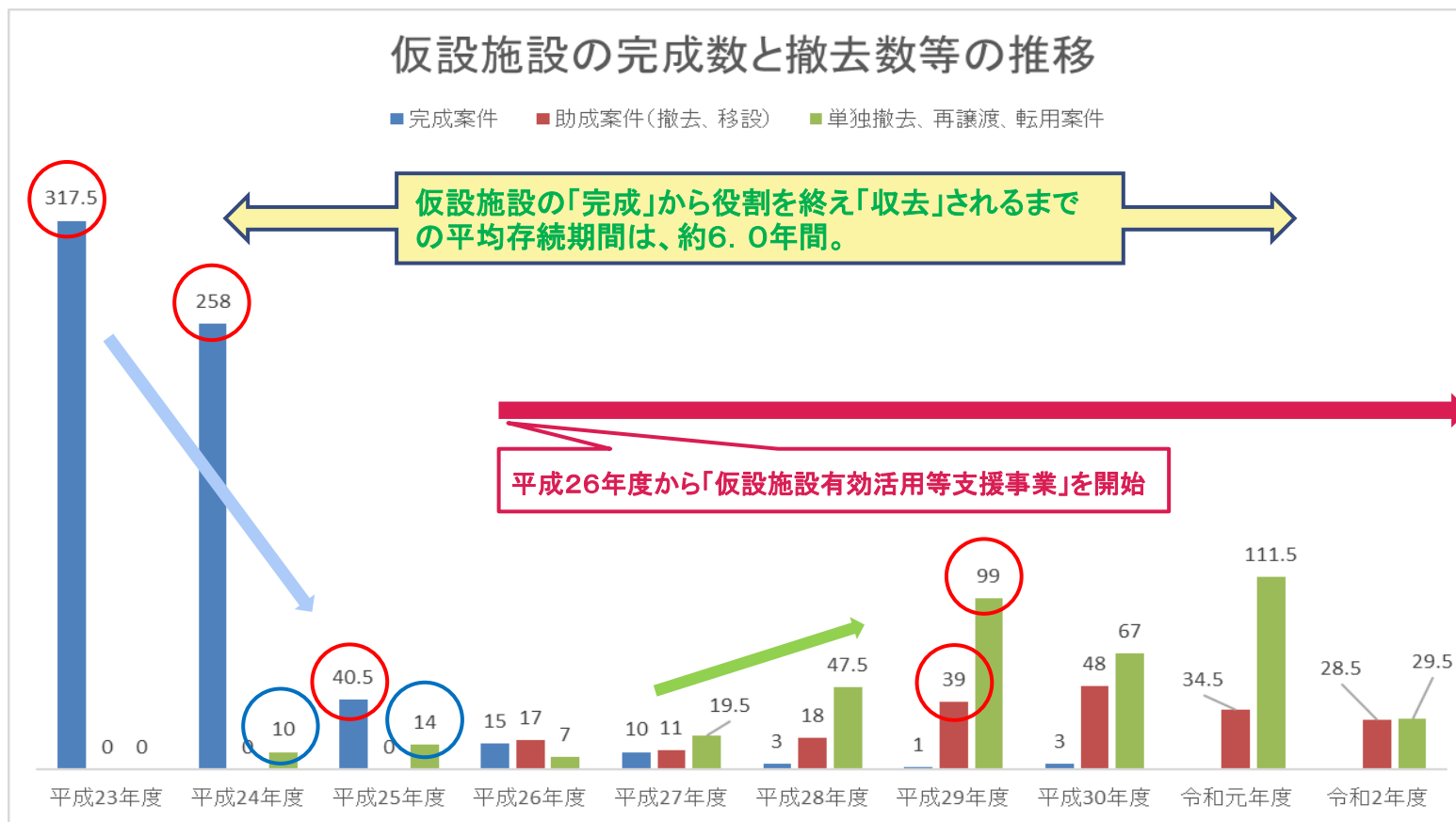
20200401改

(※)原発事故避難区域設定12市町村

富岡町、浪江町、川俣町、葛尾村、飯舘村、川内村、楡葉町、広野町、双葉町、大熊町、南相馬市、田村市

●仮設施設の完成数と収去数の推移

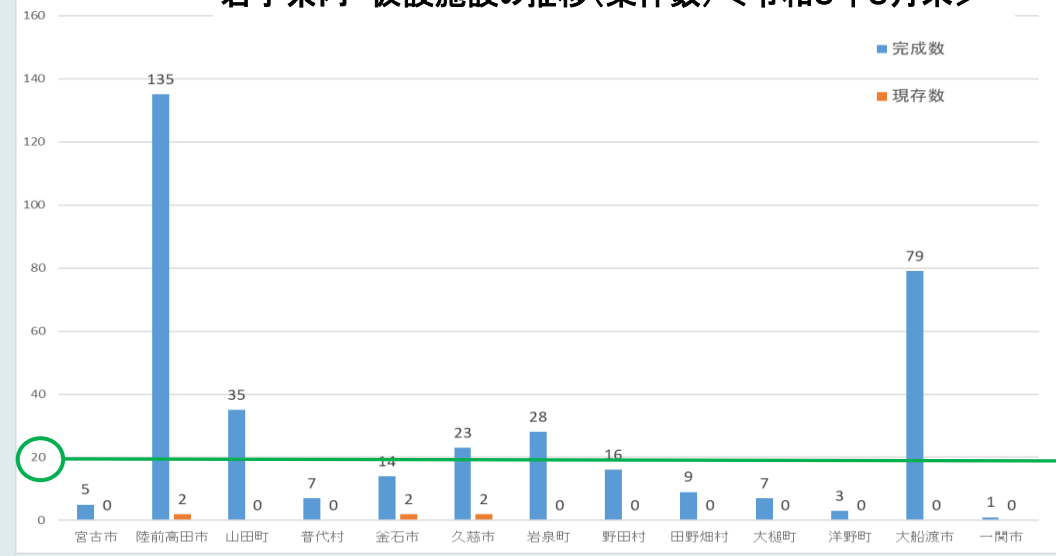
- 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県5県の仮設施設の「完成数」及び「収去数(※)」を時系列に示すと以下グラフのとおりとなる。
- 全648案件の95%にあたる616案件が平成25年度までに完成し、平成26年度以降はほぼ福島県の完成案件となっている。一方、「収去数」は平成29年度に急激に増加しており、仮設施設から退去した事業者数の増加傾向と一致している。
- 施設完成から比較的早い段階となる平成24年度及び25年度において市町村が第三者へ仮設施設を再譲渡しているが、これは公的機関である漁業協同組合(漁具倉庫、加工場)に再譲渡したもので、市町村から漁協への譲渡に際して施設完成後5年間は、漁協から個人または私企業に本施設を譲渡しないことを条件にしている。(※)「収去数」は、「仮設施設有効活用等支援事業による助成(撤去、移設)」、「市町村による単独撤去」、「市町村から第三者への再譲渡」及び「仮設施設から他用途施設への転用」の案件数から構成される。



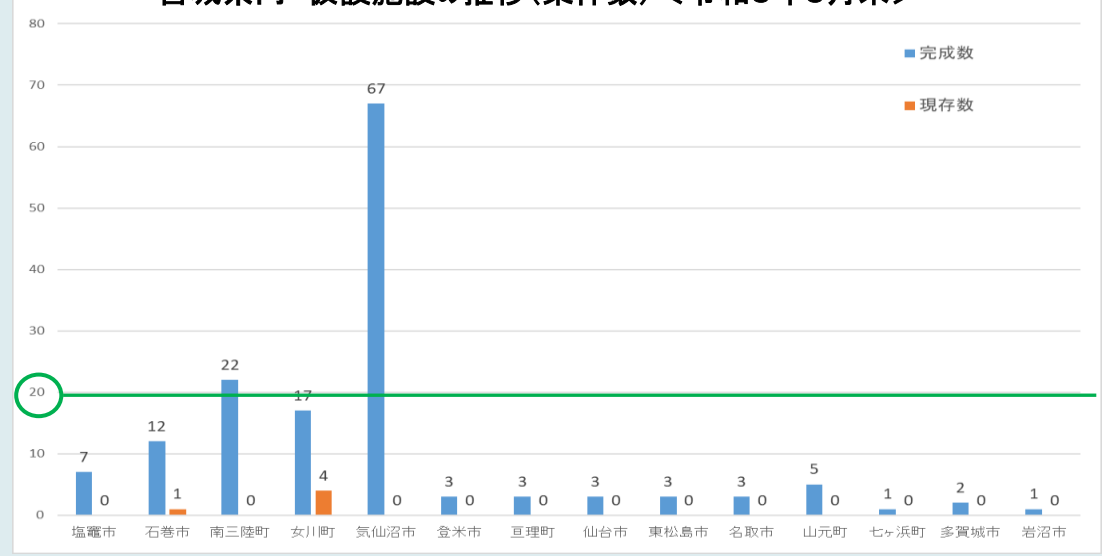
●仮施設の残存状況

岩手県、宮城県、福島県3県の令和3年3月末時点の仮施設残存状況をグラフに示すと以下のとおりとなる。岩手県、宮城県の仮施設はその役割を終えたため撤去、転用、再譲渡によりほぼ収去されたが、福島県（浪江町、大熊町、富岡町、楡葉町）では今だ多くの仮施設が現存している。

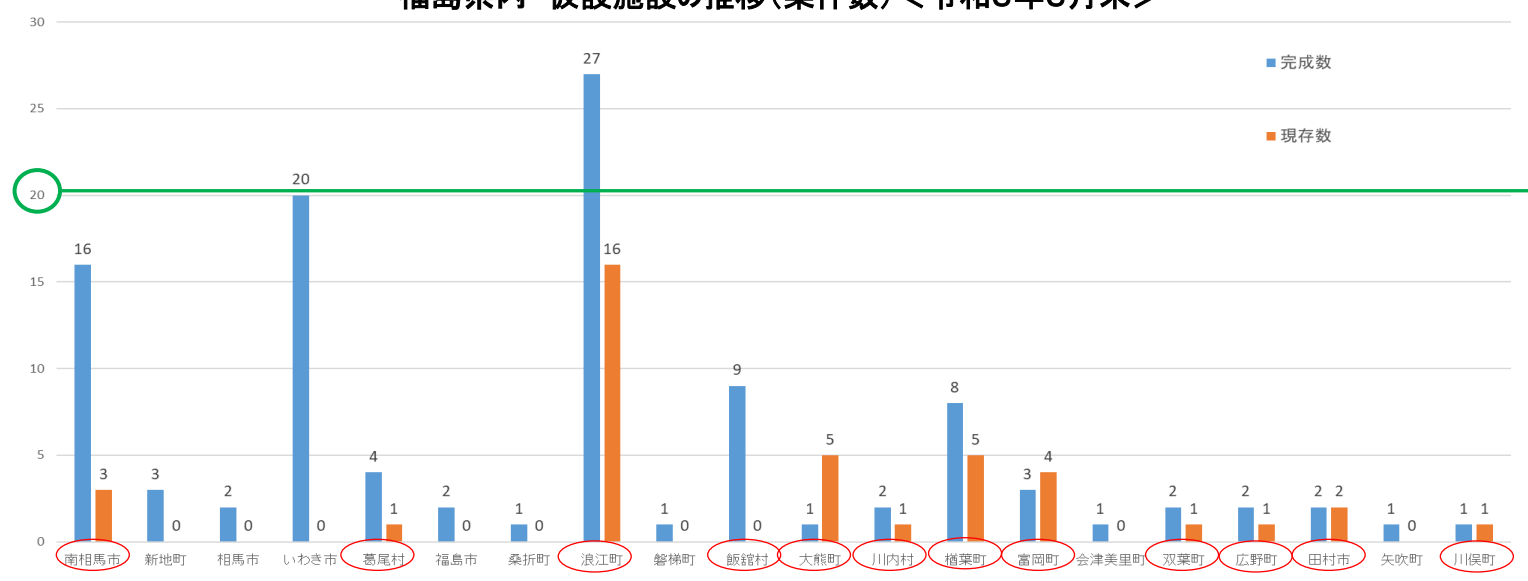
岩手県内 仮施設の推移(案件数) <令和3年3月末>



宮城県内 仮施設の推移(案件数) <令和3年3月末>



福島県内 仮施設の推移(案件数) <令和3年3月末>



各県グラフ縦軸(案件数)の最大値が異なることに注意!

(※)原発事故避難区域設定12市町村 富岡町、浪江町、川俣町、葛尾村、飯館村、川内村、楡葉町、広野町、双葉町、大熊町、南相馬市、田村市

●仮設施設の成果①

1. 仮設施設を整備した市町村の事業者数の推移

□仮設施設を整備した岩手県・宮城県・福島県の48市町村の平成24年度から平成26年度までの事業者数の伸び率は105.4%となった。これは、仮設施設整備により事業者が早期に事業再開したことから、全国及び岩手県・宮城県・福島県の3県の伸び率と比較しても遜色はないと推察できる。

地域	H24事業者数	H26事業者数	増加数	伸び率 (H26/H24)
全国	5,768,489	5,779,072	10,583	100.2%
岩手県(33)・宮城県(35)・福島県(59) ※()内数値は3県の市町村数 ※3県合計:127市町村	247,245	254,019	6,774	102.7%
仮設施設を整備した市町村 (3県48市町村)	127,170	134,018	6,848	105.4%

※事業所数:経済センサス基礎調査(総務省統計局)による。

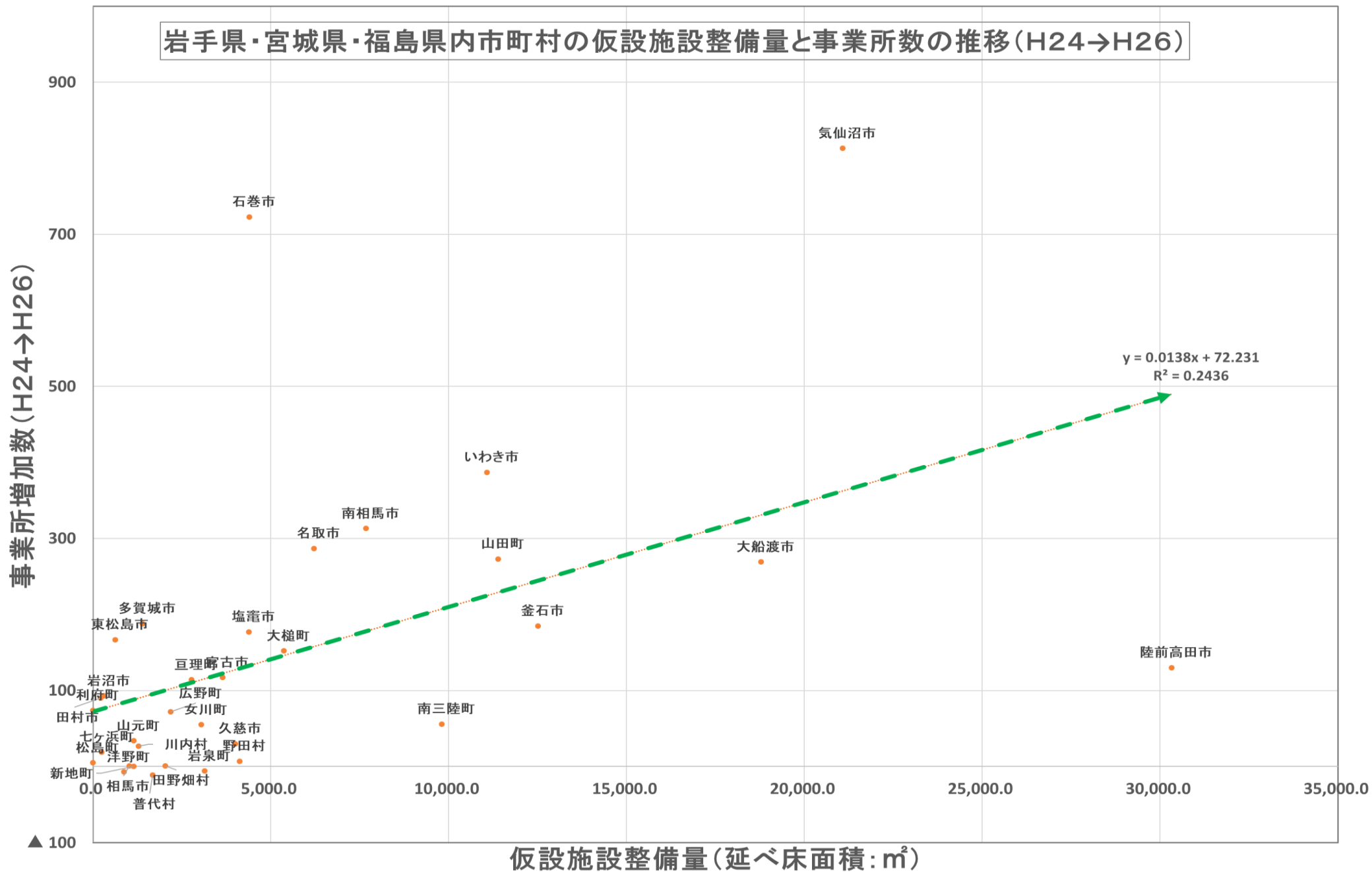
【仮設工場の整備事例:宮城県南三陸町】
～志津川旭ヶ浦地区仮設造船場～👉



【仮設作業場の整備事例:宮城県石巻市】
～石巻港(西港)仮設魚市場施設～👉



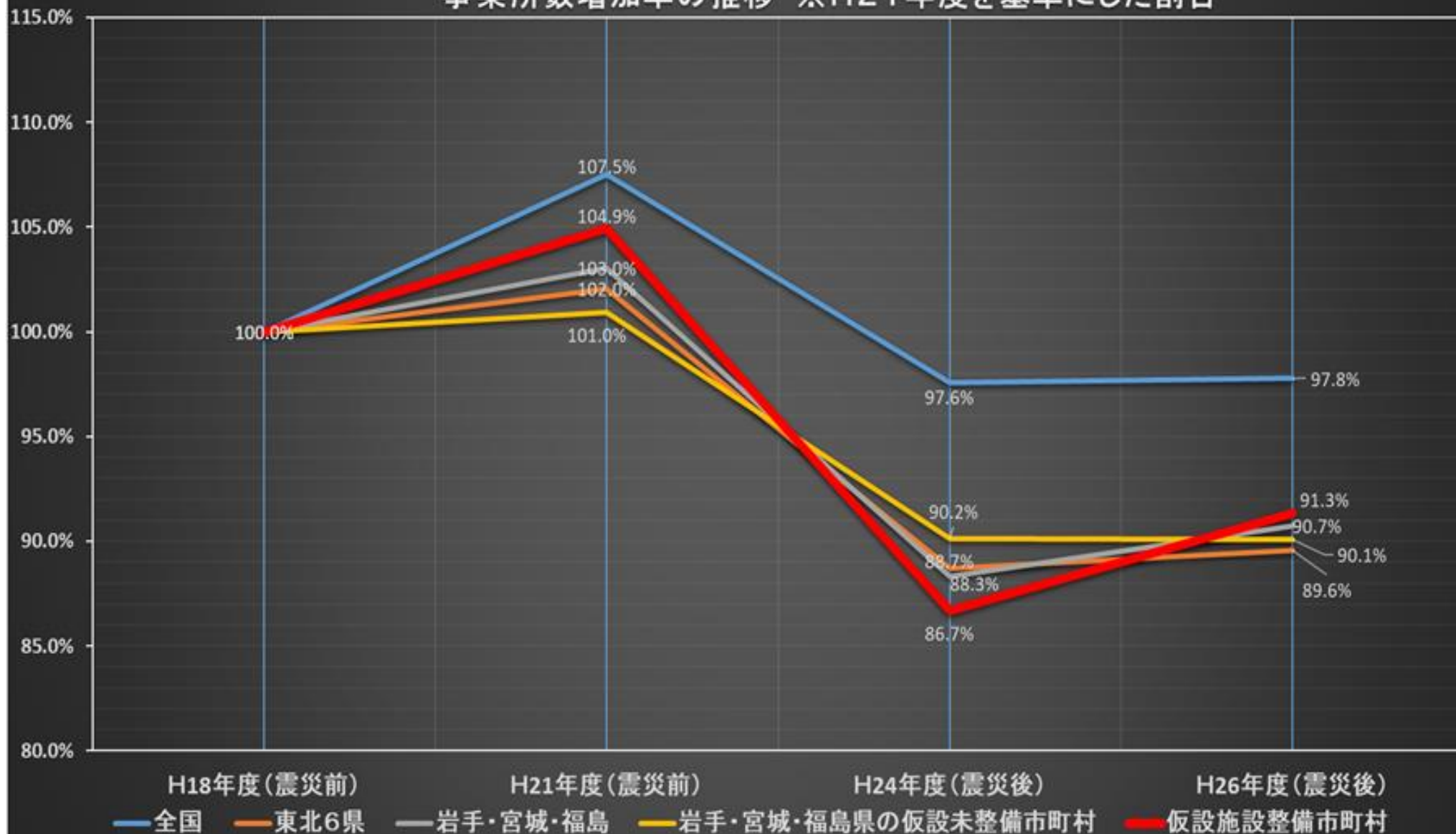
●仮設施設の成果②



□仮設施設の整備量が多い市町村ほど、事業所数の伸びが大きい(上表参照)。

●仮設施設の成果③

事業所数増加率の推移 ※H21年度を基準にした割合



□仮設施設整備により早期に事業再開できた事業者のみならず、そのことが地域経済に活性化をもたらしたため、事業所数の伸びの一因になったと推察できる。

●仮設施設の成果④

2. 仮施設退去者の動向(令和2年9月調査)

□仮施設退去者のうち、左表のとおり7%の事業者が「廃業」、10%が「未定・不明」となっており、残る83%の事業者は「事業継続」をしている。

□なお、「廃業率」を地域別にみると下表のとおりで、「仮施設退去者の廃業率」7%と「仮施設整備市町村全体の廃業率」17.0%を比較すると、明らかに「仮施設退去者の廃業率」の方が低い値となっており、仮施設が入居者の廃業回避に役立っていることが分かる。

単位：事業者数 【H24年～H26年の廃業者数と廃業率】

	本設移行	再譲渡・転用による本設移行	仮施設に入居中	他の仮施設で継続	未定・不明	廃業	計
退去者の動向 (R2年9月末現在)	1,323	827	151	251	321	209	3,082
割合	43%	27%	5%	8%	10%	7%	

	平成26年(2014年)事業所数	平成24年～26年の事業継続者数	平成24年～26年の廃業者数	廃業率
全国	5,779,072	4,756,371	1,012,118	17.5%
東北6県	424,333	356,777	63,606	15.1%
岩手県	60,543	50,456	9,081	15.3%
宮城県	103,505	81,547	16,643	16.9%
福島県	89,971	76,796	12,722	14.2%
仮施設整備市町村	134,018	105,673	21,688	17.0%

※経済センサス基礎調査(総務省統計局)による。

